

埼玉県報

第 2 4 8 1 号 平成25年4月5日 金 曜 日

目 次

告示

- 予算の公表(財政課)
- 予算の公表(財政課)
- システム運営等業務委託に関する入札公告(情報システム課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の認定に係る公示(共助社会づくり課)
- 特定非営利活動法人の仮認定に係る公示(共助社会づくり課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定(水環境課)
- 児玉土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- 県営土地改良事業(かんがい排水事業)矢島弥藤吾地区の工事完了(大里農林振興センター)
- 〇 備前渠用水路土地改良区の役員就退任届(大里農林振興センター)
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 葛西用水路土地改良区の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関(出納総務課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定(出納総務課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- IC免許証記載内容確認装置の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定の取消し(熊谷建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(熊谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 技能教育のための施設の廃止(高校教育指導課)
- 技能教育のための施設の廃止(高校教育指導課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第14区)の選挙期日等(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第14区)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名(選挙管理委員会)
- <u>埼玉県議会議員補欠選挙(南第14区)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所(選</u> 挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第14区)における選挙運動に関する支出金額の制限額(選挙管理委員会)

正誤

○ 埼玉県条例第13号中訂正(環境政策課)

告 示

埼玉県告示第四百五十三号

次のとおり公表する。 を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、 一般会計予算並びに平成二十五年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算 埼玉県議会平成二十五年二月定例会において議決された平成二十五年度埼玉県

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成25年度埼玉県一般会計予算

平成25年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,675,715,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3 表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 県 税		649, 000, 000
	1 県 民 税	319, 226, 000
	2 事 業 税	99, 085, 000
	3 地 方 消 費 税	61, 506, 000
	4 不動産取得税	14, 843, 000
	5 県 た ば こ 税	8, 958, 000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2, 316, 000
	7 自 動 車 取 得 税	10, 848, 997
	8 軽 油 引 取 税	45, 220, 000
	9 自 動 車 税	86, 964, 000
	10 鉱 区 税	4, 715
	11 狩 猟 税	27, 273
	12 旧 法 に よ る 税	1,015
2 地 方 消 費 税 清 算 金		113, 439, 000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	113, 439, 000

3 地 方 譲 与 税		90, 094, 000
	1 地方法人特別譲与税	85, 800, 000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4, 046, 000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	247, 000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3, 979, 000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3, 979, 000
5 地 方 交 付 税		176, 300, 000
	1 地 方 交 付 税	176, 300, 000
6 交通安全対策特別交付金		2, 062, 000
	1 交通安全対策特別交付金	2, 062, 000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		6, 159, 125
	1 分 担 金	136, 292
	2 負 担 金	6, 022, 833
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15, 205, 431
	1 使 用 料	4, 930, 680
	2 手 数 料	10, 274, 751

款		項	金額
9 国 庫 支 出 金	Ž		149, 869, 443
		1 国 庫 負 担 金	105, 259, 214
		2 国 庫 補 助 金	39, 076, 650
		3 委 託 金	5, 533, 579
10 財 産 収 ク			9, 709, 649
		1 財 産 運 用 収 入	7, 029, 400
		2 財 産 売 払 収 入	2, 680, 249
11 寄 附 金	Ž		122, 312
		1 寄 附 金	122, 312
12 繰 入 金	Ž		106, 161, 556
		1 特 別 会 計 繰 入 金	3, 715, 479
		2 基 金 繰 入 金	102, 446, 077
13 繰 越 金	<u> </u>		500, 000
	•	1 繰 越 金	500, 000
14 諸 収 ク			44, 821, 484
		1 延滞金、加算金及び過料等	2, 570, 237

	2 預 金 利 子	73, 000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	6, 415, 485
	4 受 託 事 業 収 入	8, 342, 692
	5 収 益 事 業 収 入	14, 799, 783
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	40,000
	7 雑 入	12, 580, 287
15 県 債		308, 292, 000
	1 県 債	308, 292, 000
歳 入	合 計	1, 675, 715, 000

歳 出 (単位 千円)

	글 기	·····································					項				金	額
1	議	会	費									3, 086, 748
				1	議		会	:		費		3, 086, 748
2	総	務	費									88, 112, 483
				1	総	務	管		理	費		21, 076, 530
				2	企		画			費		9, 327, 678
				3	県		民	i		費		7, 412, 848
				4	環		境			費		11, 372, 652
				5	徴		税			費		26, 051, 777
				6	市	町	村	振	興	費		5, 627, 969
				7	選		挙			費		2, 504, 509
				8	防		災			費		3, 081, 071
				9	統	計	調		查	費		1,060,023
				10	人	事	委	員	会	費		280, 805
				11	監	査	委		員	費		316, 621
3	民	生	費									290, 846, 940
				1	社	会	福		祉	費		216, 317, 221

757
191
488
474
747
670
773
567
, 998
739
728
641
587
500
, 580
609
968
305

	款				項	Ĩ			金	額
			4	林		業		費		4, 886, 767
			5	農		地		費		10, 159, 931
7 商	エ	費								24, 975, 173
			1	商	エ		業	費		24, 788, 090
			2	観		光		費		187, 083
8 土	木	費								110, 064, 339
			1	土	木	管	理	費		11, 390, 988
			2	道	路橋	り	ょう	費		46, 942, 621
			3	河		Ш		費		28, 224, 072
			4	都	市	計	画	費		20, 721, 188
			5	住		宅		費		2, 785, 470
9 警	察	費								139, 656, 274
			1	警	察	管	理	費		128, 725, 757
			2	警	察	活	動	費		10, 930, 517
10 教	育	費								519, 303, 029
			1	教	育	総	務	費		70, 462, 080

1 災 害 復 旧 費
2 公 債 費
3 諸 支 出 金
2 公 債 費

款	項	金額
	4 配 当 割 交 付 金	2, 180, 000
	5 株式等譲渡所得割交付金	393, 000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	58, 102, 000
	7 ゴルフ場利用税交付金	1,680,000
	8 自動車取得税交付金	7, 800, 000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6, 101, 000
	10 利 子 割 精 算 金	14,000
14 予 備 費		500, 000
	1 予 備 費	500, 000
歳 出	合 計	1, 675, 715, 000

第2表 債務負担行為 (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
地方債証券の共同発行によって 25年度発行分)	生ずる連帯債務(平成		年度から年度まで		による共同発行の総 質及びこれに対する利	
私立学校振興資金融資貸付金利融資分)	子補助(平成25年度		年度から年度まで			64, 194
私立学校振興資金融資損失補償	(平成25年度融資分)	平 成 2 5	年度以降		元本及び最終弁済期 について、当該貸 ^を	
環境創造資金利子補給(平成2	5年度融資分)		年度から年度まで			34, 250
独立行政法人福祉医療機構借入金度融資分)	金利子補助(平成 2 5 年		年度から年度まで			259, 330

事項	期	間	限	度	額
社会福祉施設経営安定化融資事業利子補助(平成 度融資分)	至25年 平 成	2 6 年 度			127
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償(平年度融資分)	成25 平成2	25年度以降	回収されない元利子の合計額	元本及び最終弁済期:	到来後3月までの
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償 25年度融資分)	で平成 平成 2	25年度以降	回収されないデ 利子の合計額	元本及び最終弁済期:	到来後3月までの
総合リハビリテーションセンターシステム開発	平成	2 6 年 度			267, 770
無担保無保証人資金損失補償(平成13年度保 平成25年度損失補償対象期間延長分)		25年度から33年度まで	玉県信用保証協 よって生じた付	保無保証人資金の融資 協会がこの債務の保 代位弁済額から中小会 より支払を受けた保 の額	証を行ったことに 企業信用保険法第

小規模事業資金損失補償(平成25年度保証分)	平成25年度から平成43年度まで	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償(平成25年度保証分)	平成25年度から平成43年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額

事	項	期	間	限	度	額
経営安定資金損失補償(平成25年	E 度保証分)	平成25年平成40年	年度度かまらで	業に貸第資証任済かに基式定あ連指っう場と、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	種関連及び等貸付のは、	指定等質付係のとは、

	_	
企業活力強化資金損失補償(平成15年度保証分·平成25年度損失補償対象期間延長分)	平成25年度から平成33年度まで	県が行う企業活力強化資金(ただし、大口貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの 債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額 の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により 支払を受けた保険金の額を控除した金額の4分の1 に相当する額
企業パワーアップ資金損失補償(平成25年度保証分)	平成25年度から 平成43年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で 埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要 綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金 から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小 企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支 払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく 負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に 換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債 務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険 を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、 経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合 は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6 号までの規定に係る貸付にあっては10分の1、第 7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分 の25に相当する額

事	項	期	間	限	度	額
事業資金損失補償(平成2	5年度保証分)	平成25年平成40年	, , , ,	の範囲内で埼玉 行ったことによっておいる金融に基めて金から金融が中小企業信用保 た保険金の額(するの場合は、保険を控除した額の、た場合は12分のためによりである。	県信用保証協会かって生じた代位弁 づく負担金方式の 機関負担割合相当 険法第5条の規定 責任共有制度要綱に 金の額を部分保証 ・普通保険を利用	に接貸付の融資額 この債務の保証を 済額の元金(責任共 場合は、代位弁済額 額を除いた額)から こより支払を受け こ基づく負担金方式 方式に換算した額) し債務の保証を行っ を利用し債務の保証 当する額
借換資金損失補償(平成2	5年度保証分)	平成25年平成43年	,	証協会がこの債 た代位弁済額の 担金方式の場合 負担割合相当額 法第5条又は第 険金の額(責任	務の保証を行った 元金(責任共有制 は、代位弁済額の を除いた額)から 13条の規定によ	国内で埼玉県信用保 ことによって生じ 別度要綱に基づく負 の元金から金融機関 の中小企業信用保険 にり支払を受けた保 こづく負担金方式の 式に換算した額)

		を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償(平成25年度保証分)	平成25年度から 平成40年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(平成18年度 融資分・金融円滑化対応分)	平成26年度から 平成30年度まで	22, 230

事	項	期	間	限	度	額
中小企業者制度融資貸付事業利子 融資分・金融円滑化対応分)	一補助(平成20年度	平成26年平成35年				417, 425
中小企業者制度融資貸付事業利子融資分)	子補助(平成25年度	平成26年平成40年				3, 618, 255
中小企業組合エネルギー対策融資 年度融資分)	§利子補助(平成25	平成26年平成35年				200, 000
勤労者支援資金損失補償(平成	25年度保証分)	平成25年平成31年		働者信用基金制	者支援資金の融資額の 協会がこの債務の保証 は位弁済額のうち、チ よる額の100分の5	正を行ったことにヤレンジ応援資金
離職者等委託訓練事業(平成25	5年度契約分)	平成26年平成27年				820, 189

農地保有合理化事業資金損失補償(平成25年度融資分)	平成25年度から 平成36年度まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、 最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助(平成25年度融資分)	平成26年度から 平成46年度まで	167, 928
農業災害復旧経営資金利子補助(平成25年度融資分)	平成26年度から平成32年度まで	3, 948
農業災害復旧経営資金損失補償(平成25年度融資分)	平成25年度から 平成32年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収 されない元本及び利子について、市町村が損失補償 した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当 する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50 に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の 1に相当する額
卸売市場施設整備資金利子補助(平成25年度融資分)	平成26年度から 平成32年度まで	1, 405

事項	期	間	限	度	額
埼玉県農林公社造林資金等損失補償(平成25年度借 入分)	平成254平成764		公庫から借りる 金のうち最終 済できない元和 び損失確定日の	社がその業務を行う 入れた造林資金及び 賞還期限到来後10 利金合計額(遅延損 の翌日から補償履行 合による利息に相当っ	森林整備活性化資 月を経過しても弁 害金を含む。)及 の日まで年11パ
農業集落排水整備推進交付金(平成25年度施行分)	平成264平成304				39, 570
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金(平成25年度取得分)	平成264平成354				1, 344, 556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証(平成25年度借 入分)	平成254	年度以降	た資金のうちる 期到来後3月を 借入先金融機関	発公社がその業務を その元本及び利子に を経過しても償還でき 関に預金保険法及び 定める保険事故が生 還できない額	ついて、最終弁済 きない額。ただし、 農水産業協同組合

埼玉県道路公社借入金債務保証(平成25年度借入分)	平成25年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
社会資本整備総合交付金(改築)事業	平成26年度	970, 000
社会資本整備総合交付金(街路)事業	平成26年度	200, 000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金(平成25年度建設分)	平成26年度から 平成49年度まで	370, 652

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償i	還 の 方 法
低公害車整備事業	36, 000	普通貸借又は証 地方公共団体と 含む。)。ただし 額面金額を下回 の発行価格差減 め必要な金額を した金額とするこ	の共同発行を 、発行価格が るときは、そ 額をうめるた 限度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方ででいる で見直しいで をにおいて 見直し後の る。	件により、 その債権者 による。た により据置	ついてはその融通条 銀行その他の場合は と協定した融通条件 だし、県財政の都合 期間を短縮し、若し 還又は低利に借り換 できる。
知事部局等職員退職手当	600,000	同	上	同	十	印	上
県有施設整備事業	2, 980, 000	同	土	回	十	冏	十
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2, 628, 000	冏	上	司	十	同	上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2, 794, 000	冏	上	回	上	冏	上
試験研究機関等設備整備事業	57, 000	冏	上	印	上	冏	上
省エネルギー設備等整備促進事業	174, 000	同	上	同	上	同	上

緑の森博物館用地購入事業	39, 000	同	上	同	上	同	上
身近な緑公有地化事業	68, 000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金拠出金	34, 000	同	上	同	上	同	上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1, 512, 000	同	上	同	上	同	上
防災学習センター施設整備事業	97, 000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	51, 000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1, 310, 000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	4, 207, 000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	116, 000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
児童福祉施設整備事業	532, 000	普通貸借又は証拠地方公共団体との含む。)。ただし額面金額を下回るの発行価格差減額め必要な金額を関した金額とするこ	の共同発行を 、発行価格が るときは、そ 質をうめるた 艮度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方で借 資金につい の見直しを をに 見直し後の る。	件により、銀行 その債権者と協 による。ただし により据置期間	いてはその融通条 行その他の場合は B定した融通条件 、、県財政の都合 引を短縮し、若し な低利に借り換 る。
保健所等低公害車整備事業	14, 000	同	上	同	上	同	上
精神保健福祉センター施設整備事業	39, 000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所移転改修事業	3, 404, 000	同	上	同	上	同	上
農林振興センター等低公害車整備事業	12, 000	同	上	同	上	同	上
農業大学校移転整備事業	2, 551, 000	同	上	同	上	同	上
鶴ヶ島試験地移転整備事業	44, 000	同	上	同	上	同	上

秩父高原牧場基盤整備事業	52, 000	同	上	同	上	同	上
造林事業	44,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	106,000	同	上	同	上	冏	上
林道事業	258, 000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	155, 000	同	上	同	上	同	上
治山事業	128, 000	同	上	同	上	同	上
地すべり防止事業	54, 000	同	上	同	上	同	上
県単独農業基盤整備事業	853, 000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	796, 000	同	上	同	上	同	上
直轄事業(土地改良)負担金	34, 000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の) 方法	利	率	償 還	の方法
緑のヘルシーロード整備事業	17, 000	普通貸借又は記地方公共団体と含む。)。ただ額面金額を下回の発行価格差減め必要な金額とした金額とする	の共同発行をし、発行価格が1るときは、それであるためるたけ、保度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方でで 資金に で見ます で と で し で で で り に で し で り に り し で り に り し り し り し り し り し り し り し り し り し	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条行その他の場合は協定した融通条件し、県財政の都合間を短縮し、若し又は低利に借り換きる。
産業文化センター施設整備事業	889, 000	同	十	印	上	同	十
西部地域振興ふれあい拠点施設 整備事業	3, 453, 000	同	Ŀ	同	上	同	上
建築安全センター等低公害車整備事業	10, 000	同	十	亩	上	同	上
県単独道路建設事業	13, 043, 000	同	上	同	上	同	上
電線地中化(道路)整備事業	148, 000	同	十	同	上	同	十
道路事業	5, 205, 000	同	上	印	上	同	上

県単独河川改修事業	5, 624, 000	同	上	同	上	同	上
河川事業	4, 040, 000	司	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	220, 000	司	上	同	上	同	上
砂防事業	312,000	司	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	634, 000	司	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	22, 210, 000	司	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	144, 000	司	上	同	上	司	上
県単独街路事業	2, 021, 000	司	上	同	上	同	上
街路事業	2,061,000	司	上	同	上	同	上
県単独公園事業	3, 238, 000	司	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
公園事業	881,000	普通貸借又は証券 地方公共団体との 含む。)。ただし 額面金額を下回る の発行価格差減額 め必要な金額を別 した金額とするこ	り共同発行を 、発行価格が るときは、そ 質をうめるた 艮度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方でで 資金につい を り見おい り 見直し後の る。	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条行その他の場合は協定した融通条件し、県財政の都合間を短縮し、若し又は低利に借り換きる。
警察職員退職手当	700, 000	同	上	同	上	围	上
警察署等低公害車整備事業	46, 000	同	十	同	上	同	ㅗ
警察署庁舎建設事業	2, 180, 000	同	十	同	上	围	上
交通安全施設整備事業	1, 158, 000	同	十	同	上	同	上
教職員退職手当	4, 200, 000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5, 294, 000	同	上	同	上	同	上

県立特別支援学校建設事業	168, 000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	742, 000	同	上	同	H	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	157, 000	同	上	同	上	同	上
私立学校耐震改修事業	734, 000	同	上	同	H	同	上
水道用水供給事業出資金	875, 000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	202, 100, 000	同	上	同	上	同	上

平成25年度埼玉県公債費特別会計予算

平成25年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ486,705,284千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

	款			項							金	額
1 繰	入	金										260, 181, 284
				1 -	般	会	計	繰	入	金		185, 746, 446
			4	2 特	別	会	計	繰	入	金		1, 893, 838
			ć	3 基	Ś	金	繰	Ī	(金		72, 541, 000

2 県		債				226, 524, 000
			1 県		債	226, 524, 000
	歳	入	合	計		486, 705, 284

歳 出 (単位 千円)

	款			項		金	額
1 公	債	費					486, 705, 284
			1 公	債	費		486, 705, 284
	歳	出	合	計			486, 705, 284

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			10%以内。ただし、利	政府資金についてはその融通条
			率見直し方式で借り入れ	件により、銀行その他の場合は
一般 会計		普通貸借又は証券発行	る資金について、利率の	その債権者と協定した融通条件
平成15年度及び平成20年度	225, 324, 000	(他の地方公共団体との	 見直しを行った後におい	による。ただし、県財政の都合
発 行 県 債 償 還 金		共同発行を含む。)		により据置期間を短縮し、若し
			ては、当該見直し後の利	くは繰上償還又は低利に借り換
			率とする。	えることができる。
流域下水道事業会計	1, 200, 000	普通貸借又は証券発行		同上
平成15年度発行県債償還金	1, 200, 000			L. T.

平成25年度埼玉県証紙特別会計予算

平成25年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,109,419千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

	款				項			金	額
1 証	紙	収	入						18, 109, 418
				1 証	紙	収	入		18, 109, 418
2 繰	越	Ž	金						1
				1 繰	越		金		1
	歳		入	合	計	_			18, 109, 419

歳 出 (単位 千円)

	款			項		金	額
1 繰	出	金					18, 096, 419
			1 一 般	会 計 繰	出金		18, 096, 419
2 返	還	金					13, 000
			1 返	還	金		13, 000
	歳	出	合	計			18, 109, 419

平成25年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成25年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,472,269千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款		項		金	額
1 財	産収	入				60, 247
			1 財 産 運 用	収 入		60, 247
2 繰	入	金				7, 300, 000
			1 基 金 繰	入 金		7, 300, 000
3 繰	越	金				1
			1 繰 越	金		1
4 諸	収	入				6, 112, 021

款	項	金額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6, 112, 021
歳	合 計	13, 472, 269

歳 出

款	項	金額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13, 472, 269
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13, 472, 269
歳 出	合 計	13, 472, 269

平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ364,815千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		166, 634
	1 国 庫 負 担 金	166, 634
2 財 産 収 入		20, 435
	1 財 産 運 用 収 入	20, 435
3 繰 入 金		177, 745
	1 基 金 繰 入 金	177, 745
4 繰 越 金		1

款	項			金	額
	1 繰	越	金		1
歳	合	計			364, 815

歳出

款	項	金額
1 災 害 救 助 事 業 費		364, 815
	1 救 助 費	344, 379
	2 基 金 積 立 金	20, 436
歳 出	合 計	364, 815

平成25年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成25年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ968,531千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款			項			金	額
1 繰	入	金					44, 474
			1 繰	入	金		44, 474
2 繰	越	金					568, 034
			1 繰	越	金		568, 034

款				項	金	額	
3 諸	収	入					319, 341
			1 貸 付	金 元 利 収	入		316, 434
			2 預	金 利	子		77
			3 雑		入		2, 830
4 県		債					36, 682
			1 県		債		36, 682
	歳	入	合	計			968, 531

款			項	金	額
1 母子寡婦福祉資	金貸付費				968, 531
		1 母子寡	婦福祉資金貸付費		968, 531
歳	出	合	計		968, 531

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付金	36, 682	「母子及び寡婦福祉法」の 定めるところによる。	無利子	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成25年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成25年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ709,672千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

	款			項			金	額
1 繰	入	金						7, 044
			1 繰		入	金		7, 044
2 繰	越	金						102, 000
			1 繰		越	金		102,000
3 諸	収	入						600, 628
			1 預	金	利	子		263
			2 貸	付 金	元 利	収 入		600, 360
			3 雑			入		5
	歳	入	合		計			709, 672

	款			項				金	額
1 小規模企業者等設備導入資金									707, 672
			1 j	金金	貸	付	費		707, 672
2 寸	備	費							2,000
			1 =	F	備		費		2,000
	歳	出	/ F)	計				709, 672

平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,214千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款		項		金	額
1 就農支援資金貸付勘定収入					65, 959
	1 繰	入	金		11, 900
	2 繰	越	金		1
	3 諸	収	入		30, 318

	4 県		債	23, 740
2 就農支援資金業務勘定収入				770
	1 繰	入	金	730
	2 繰	越	金	38
	3 諸	収	入	2
3 農業改良資金貸付勘定収入				19, 960
	1 繰	越	金	19, 960
4 農業改良資金業務勘定収入				2, 525
	1 繰	入	金	2, 271
	2 繰	越	金	248
	3 諸	収	入	6
歳	合	計		89, 214

款	項	金額
1 就農支援資金貸付勘定		65, 959
	1 就農支援資金貸付費	65, 959
2 就農支援資金業務勘定		770
	1 管 理 指 導 事 務 費	760
	2 予 備 費	10
3 農業改良資金貸付勘定		19, 960
	1 農業改良資金貸付費	19, 960
4 農業改良資金業務勘定		2, 525
	1 管 理 指 導 事 務 費	2, 325
	2 予 備 費	200
歳 出	合 計	89, 214

第2表 地方債 (単位 千円)

	起	債	の	目	的			限度	額	起	債	0	方	法		利	率	償還の方法
						「青年等の就農促進のた					「青年等の就農促進のための資							
就	就農支援資金貸付金	全	23, 740	めの資	金の	貸付	けけ等	等に関	無利子	子	 金の貸付け等に関する特別措置							
7190		11 12 20,110		, 110	する特	別措	置法	<u></u>	定め				オーの字はてしててによ っ					
										るとこ	ろに	よる) 。					法」の定めるところによる。

平成25年度埼玉県林業·木材産業改善資金特別会計予算

平成25年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,060千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 貸 付 勘 定 収 入					38, 800
	1 繰	入	金		60
	2 繰	越	金		18, 421
	3 諸	収	入		20, 319
2 業 務 勘 定 収 入					260
	1 繰	越	金		150
	2 諸	収	入		110
歳 入	合	計			39, 060

	款			Į	頁	金	額	
1 貸	付	勘	定					38, 800
				1 林業・木材産	 (((((((((((((38, 800
2 業	務	勘	定					260
				1 管 理 指	導 事 務	費		240
				2 子	備	費		20
	歳		出	合	計			39, 060

平成25年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成25年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,015千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 財	産収	入					1, 308
			1 財 産	運 用 収	: 入		1, 308
2 繰	入	金					22, 037
			1 繰	入	金		22, 037
3 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1
4 諸	収	入					30, 669

	1 貸 付	金 元 利 収 入	30, 668
	2 雑	入	1
歳	合	計	54, 015

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		53, 015
	1 本多静六博士育英事業費	53, 015
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳出	合 計	54, 015

平成25年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成25年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,901,864千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 財	産収	入					901, 862
			1 財	産 運 圧	1 収入		51, 256
			2 財	産 売 払	4 収入		850, 606
2 繰	入	金					1,000,000
			1 繰	入	金		1,000,000
3 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1

4 使 用	料 及	び手	数	料				1
					1 使	用	株	1
	歳		入		合	計		1, 901, 864

款			項		金	額
1 用 地 事 業	費					1, 901, 864
		1 用	地 事	業費		1, 901, 864
歳	出	合	計			1, 901, 864

平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,698,806千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	款				項			金	額
1 使	用	料							8, 306, 988
			1 住	宅	使	用	料		8, 306, 988

2 玉	庫	支	出	金								2, 097, 993
					1	国	庫	衤	甫	助	金	2, 097, 993
3 財	産		収	入								53, 053
					1	財	産	運	用	収	入	53, 053
4 繰		入		金								1, 337, 573
					1	繰		į	٨.		金	1, 337, 573
5 繰		越		金								1
					1	繰		走	或		金	1
6 諸		収		入								27, 198
					1	敷	金	運	用	収	入	3, 640
					2	雑					入	23, 558
7 県				債								2, 876, 000
					1	県					債	2, 876, 000
	歳		入			合			計			14, 698, 806

	款			Į	頁			金	額
1 住	宅 事	業費							10, 717, 900
			1 住	宅	管	理	費		5, 390, 476
			2 住	宅	建	設	費		5, 327, 424
2 繰	出	金							3, 490, 434
			1 繰		出		金		3, 490, 434
3 公	債	費							480, 472
			1 公		債		費		480, 472
4 予	備	費							10,000
			1 子		備		費		10,000
	歳	出	合		計				14, 698, 806

第2表 継続費 (単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割額
1 住 宅 事 業 費	2 住 宅 建 設 費	平成 2 5 年	度公営住宅	建設費	1,	. 120, 392	平成2 平成2 平成2 平成2	6年度 7年度		45, 010 78, 517 488, 024 508, 841

第3表 地方債

本列車		起	債	の	目	的			限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
全元直じが式で指り入れ その債権者と協定した融通 る資金について、利率の 作用 では では では では では では では で											10%以内。ただし、利	政府資金についてはその融通条
公 営 住 宅 建 設 事 業 2,876,000 普通貸借又は証券発行 見直しを行った後におい による。ただし、県財政の											率見直し方式で借り入れ	件により、銀行その他の場合は
公 営 住 宅 建 設 事 業 2,876,000 普通貸借又は証券発行 見直しを行った後におい による。ただし、県財政の											 る資金について、利率の	その債権者と協定した融通条件
	公	営	住	包	建	設	事	業	2, 876, 000	普通貸借又は証券発行		による。ただし、県財政の都合
												により据置期間を短縮し、若し
ては、当該見直し後の利くは繰上償還又は低利に借											ては、当該見直し後の利 	くは繰上償還又は低利に借り換
率とする。 えることができる。											率とする。	えることができる。

平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ711,720千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2 表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

	款				;	項				金	額
1 財	産	収	入								1
				1 財	産	運	用	収	入		1
2 繰	-	\	金								647, 671
				1 繰		入			金		647, 671

	款				項	Į				金	額
3 繰	越	金									1
			1 繰			越			金		1
4 諸	収	入									64, 047
			1 貸	付	金	元	利	収	入		63, 518
			2 預		金		利		子		181
			3 雑						入		348
	歳	入	合			計	†				711, 720

款			項	金	額
1 高等学校等奨	学金事業費				711, 720
		1 高等学	校等奨学金事業費		711, 720
歳	出	合	□		711, 720

第2表 債務負担行為 (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償 分)	(平成25年度保証	平成25年	年度以降	でこの債務の保	高等学校等奨学金の賃 証を行った者がこれを 位弁済額のうち、元金	を行ったことに

平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,453,196千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 入 場 料 収 入		95, 318
	1 入 場 料 収 入	95, 317
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		29, 853, 940
	1 投票券発売収入	29, 791, 939
	2 投票券発売副収入	62, 001
3 財 産 収 入		248, 786

			1 財	産	三 用	収	入	248, 785
			2 財	産	5 払	収	入	1
4 繰	越	金						2
			1 繰		越		金	2
5 諸	収	入						255, 150
			1 預	金	利	J	子	1
			2 収	益事	業業	収	入	1
			3 雑				入	255, 148
	歳	入	合		計			30, 453, 196

			志								Ţ	Į				金	額
1	公	営	競	技	総	務	費										210, 437
								1	公	営	競	技	総	務	費		210, 437
2	公	営	競	技	事	業	費										29, 936, 976
								1	公	営	競	技	事	業	費		29, 936, 976
3	繰			出			金										299, 783
								1	繰			出			金		299, 783
4	予			備			費										6,000
								1	予			備			費		6,000
			歳			出			合			計	-				30, 453, 196

平成25年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター 319床

がん センター 400床

小児医療センター 300床

精神医療センター 183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区分	入院	外来
循環器・呼吸器病センター	96, 177 人	84, 179 人
がんセンター	125, 851	188, 377
小児医療センター	89, 352	136, 835
精神医療センター	52, 195	30, 744

(2) 1日平均患者数

X	分	入	院	外	来
循環器・呼吸	器病センター		264 人		345 人
がんセ	ンター		345		772
小児医療	センター		245		561
精神医療	センター		143		126

3 主なる建設改良事業 19,530,862 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院 事業 収益 41,130,196 千円

第1項 医 業 収 益 33,091,753 千円

第2項 医 業 外 収 益 8,038,442 千円

第 3 項 特 別 利 益 1 千円

支 出

第1款 病院 事 業費用 43,424,666 千円 費 第1項 業 用 42,682,798 千円 医 業外 用 721,867 千円 第2項 医 損 第3項 別 失 1 千円 第4項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,710,642千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,083千円、減債積立金89,752千円及び過年度分損益勘定留保資金4,595,807千円で補塡するものとする。)。

収入

15,849,563 千円	的 収 入	資 本	第1款
14,912,000 千円	業 債	企	第1項
11,000 千円	計 補 助 金	他会	第2項
643,411 千円	計 負 担 金	他会	第3項
1 千円	資産売却代金	固定資	第4項
198, 231 千円	重 補 助 金	国 庫	第5項
1 千円	附金	寄	第6項
84,919 千円	託 金	受	第7項

支 出

第1款 資 本 的 支 出

20,560,205 千円

第1項 建 設 改 良 費

19,530,862 千円

第2項 開 発 費

264,499 千円

第3項 企業債償還金

764,844 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
	1 資本的支出 1 建設改良費	循環器・呼吸器病センター ガス発電設備工事費	591, 510	平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度	77, 506 272, 996 241, 008
1 資本的支出		小児医療センター新病院建設費	31, 774, 818	平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度	588, 536 5, 670, 551 25, 340, 098 158, 833 16, 800

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
循環器・呼吸器病センター新A病棟設計業務		平成 2 6 年度				174, 083

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 14,912,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、10,200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

20,683,350 千円

(2) 交 際 費

1,200 千円

(他会計からの補助金)

第10条 がんセンター新病院緑化事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,484,329千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

- 第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。
 - 1 取得する資産

種 類 器械備品

名 称 医療用直線加速装置

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 内視鏡手術統合管理システム

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 内視鏡手術用支援装置

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 PET-CT装置

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 磁気共鳴画像診断装置 (循環器・呼吸器病センター)

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 磁気共鳴画像診断装置(がんセンター)

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 血管 X 線撮影装置

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 X線CT装置

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 遠隔操作式密封小線源治療装置

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 SPECT-CT装置

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 注射薬自動払出装置

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 採血管自動準備装置

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 手術用物品管理システム

数 量 一式

種 類 器械備品

名 称 治療計画X線CT装置

数 量 一式

平成25年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給	水	事	業	所	数		159	社
-----	---	---	---	---	---	---	--	-----	---

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

							収	入		
第1款	事		業	収	益				2, 081, 733	千円
第1項		営	業		収	益			2, 012, 687	千円
第2項		営	業	外	収	益			48, 093	千円
第3項	:	特	別		利	益			20, 953	千円
							支	出		

第 1 款 事 業 費 2,034,214 千円

第1項 営 業 費 用 1,937,923 千円

第2項	営	業外	費	用	92,290 千円
第3項	特	別	損	失	1 千円
第4項	予	備	Ħ	費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額365,687千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,085千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,431千円、建設改良積立金130,000千円、減債積立金142,224千円及び過年度分損益勘定留保資金54,947千円で補塡するものとする。)。

风风三亚110,0011	KRI III III III III III III III III III											
			収	入								
第1款 資 本	的 収 入				1,269,555 千円							
第1項 建	設 補 助	金			8,196 千円							
第2項 長期	明貸付金償還	金			1,254,000 千円							
第3項 他	会 計 補 助	金			972 千円							
第4項 固定	定資產売却代	金			6,386 千円							
第5項 雜	収	入			1 千円							
			支	出								
第1款 資 本	的 支 出				1,635,242 千円							
第1項 建	設 改 良	費			803,018 千円							
第2項 長	期貸付	金			690,000 千円							

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割 額	
1 資本的支出	1 建設改良費	柿木浄水場技	非水処理施記	投等更新事業	3,	, 356, 224	平成2 平成2 平成2 平成2	6 年 度 7 年 度		59, 324 736, 500 1, 689, 380 871, 020	0

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

300,910 千円

(2) 交 際 費

40 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,132千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,049千円と定める。

平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給	水	寸	体	数	55 団体

(2) 年 間 総 給 水 量 653,016,000 m³

(3) 一日平均給水量 1,789,085 m³

(4) 主なる建設工事 3,860,678 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

 収
 入

 第1款
 事
 業
 収
 益

 43,439,248
 千円

第 1 項 営 業 収 益 42,563,660 千円

第 2 項 営 業 外 収 益 875,587 千円

支 出

第1款 事 業 費 42,107,707 千円

35, 575, 057 千円	用	費	業	営	第1項
6, 492, 649 千円	用	外 費	業	営	第2項
1 千円	失	損	別	特	第3項
40,000 千円	費	備		予	第4項

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,497,354千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額470,602千円、過年度分損益勘定留保資金14,198,188千円及び当年度分損益勘定留保資金2,828,564千円で補塡するものとする。)。

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入			10,678,560 千円
第1項	建設補助金			1,271,609 千円
第2項	企 業 債			5,151,000 千円
第3項	他 会 計 出 資 金			3,343,258 千円
第4項	他 会 計 補 助 金			222,007 千円
第5項	他会計からの長期借入金			690,000 千円
第6項	固定資産売却代金			1 千円
第7項	雑 収 入			685 千円
		支	出	
第1款	資 本 的 支 出			28, 175, 914 千円

 第1項
 建
 設
 改
 良
 費

 第2項
 企
 業
 債
 還
 金

 第3項
 他会計からの長期借入金償還金

 第4項
 機
 構
 負
 担
 年
 賦
 金

 第5項
 予
 備
 費

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

10,330,723 千円

12,264,021 千円

1,254,000 千円

4,287,170 千円

40,000 千円

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
1 資本的支出	1 建設改良費	中継ポン	プ 所 拡 張	養整備事業	4,	283, 800	平成2 平成2 平成2 平成2	6年度 7年度		239, 3 2, 282, 8 1, 657, 4	802 450

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期	間	限	度	額
吉見浄水場運転管理等業務委託					1, 063, 715
大久保浄水場西部系共同幹線制水弁設備設置事業	平 成 2	6 年 度			205, 260
庄和浄水場監視制御システム更新工事		平度から 平度まで			1, 238, 530
庄 和 浄 水 場 消 毒 施 設 更 新 工 事		手度から 手度まで			1, 235, 365
行田浄水場 3 · 4 号濃縮槽掻寄機更新工事	平 成 2	6 年 度			255, 000

事項	期	間	限	度	額
行田浄水場硫酸注入機械設備設置事業	平 成 2	2 6 年 度			194, 963
高坂中継ポンプ所電気設備更新工事		年度から年度まで			1, 061, 898

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 5,151,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,371,179 千円

(2) 交 際 費 520 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,062,307千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,430千円と定める。

平成25年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設工事 4,769,501 千円

入

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	事	業	収	益	7,294,576 千円	9
第1項	営	業	収	益	7,129,968 千円	9
第2項	営	業	外収	益	93,462 千円	9
第3項	特	別	利	益	71,146 千円	9

収

支 出

 第1款
 事
 業
 費

 第1項
 営
 業
 費

 用
 6,288,866
 千円

 6,265,666
 千円

第2項 営 業 外 費 用 3,199 千円

第 3 項 特 別 損 失 1 千円

第4項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,014,604千円は、過年度分損益勘 定留保資金2,014,604千円で補塡するものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			3,006,897 千円
第1項 長期貸付金償還金			2,999,590 千円
第2項 他会計補助金			7,306 千円
第3項 雑 収 入			1 千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			5,021,501 千円
第1項 建 設 改 良 費			4,769,501 千円
第2項 建 設 準 備 費			52,000 千円
第3項 予 備 費			200,000 千円
(一時借入金)			

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 (1) 職員給与費 479,687千円

(2) 交 際 費 290 千円

(他会計からの補助金)

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,461千円である。

平成25年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	流域関連市町数	47	市町
(2)	年間総処理水量	671, 798, 560	m^3
(3)	一日平均処理水量	1, 840, 544	m^3
(4)	主なる建設工事	21, 158, 396	千円
(収益的	か収入及び支出)		

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

33,766,551 千月	益	収	業	事	第1款
30,836,336 千月	益	収	業	営	第1項
2,930,214 千月	益 益	外収	業	営	第2項
1 FF	益	利	別	特	第3項

支出

第1款 業 費 33,671,394 千円 第1項 営 業 費 用 30,461,683 千円 第2項 業 外 費 用 3,148,710 千円 第3項 別 損 1 千円 特 失 備 費 第4項 予 61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第7項

雑

収

入

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,881,793千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,104千円、過年度分損益勘定留保資金384,124千円、当年度分損益勘定留保資金4,452,565千円で補塡するものとする。)。

106 千円

収 入 第1款 的収 23,542,758 千円 本 第1項 設 補 助 金 13, 174, 732 千円 建 第2項 設 負 担 4,394,117 千円 建 金 業 債 5,056,000 千円 第3項 企 第4項 他会 計出資 金 749,536 千円 第5項 他会計補 168,266 千円 助 第6項 固定資產売却代金 1 千円 第1款 資本的支出

28,424,551 千円

第1項 建 設 改 良 費

22, 187, 082 千円

第2項 企業債償還金

6,237,469 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
荒川左岸南部流域下水道事業(^立	平成25年度契約分)	平成26年				3, 120, 400
荒川左岸北部流域下水道事業 (⁵	平成25年度契約分)	平成2				2, 000, 000
荒川右岸流域下水道事業(平成:	25年度契約分)	平成26年平成27年				4, 015, 000
中川流域下水道事業(平成25年	F度契約分)	平成26 ^年 平成28 ^年				9, 376, 500
古利根川流域下水道事業(平成:	25年度契約分)	平 成 2	6 年 度			200, 000

事	項	期	間	限	度	額
荒川上流流域下水道事業(平成 2	5年度契約分)	平 成 2	6 年 度			100,000
利根川右岸流域下水道事業(平成	(25年度契約分)	平 成 2	6 年 度			807, 500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 5,056,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,135,407千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,096,537千円である。

告 示

埼玉県告示第四百五十四号

第二百十九条第二項の規定により、 事業会計補正予算(第一号)、平成二十四年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第 平成二十四年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十 予算 貸付事業特別会計補正予算(第二号)、平成二十四年度埼玉県用地事業特別会計補正 県市 四年度埼玉県地域整備事業会計補正予算 一般会計補正予算(第四号)、平成二十四年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第一 水道事業会計補正予算 (第二号) 年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十四年度埼玉県病院 埼玉県議会平成二十五年二月定例会において議決された平成二十四年度埼玉県 町村振興事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十四年度埼玉県就農支援資金 (第一号)、 平成二十四年度埼玉県証紙特別会計補正予算 平成二十四年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算 平成二十四年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第二号)、 次のとおり公表する。 を地方自治法 (第二号) (昭和二十二年法律第六十七号) (第一号)、 及び平成二十四年度埼玉県流域 平成二十四年度埼玉 (第二号)、 平成二十

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成24年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)

平成24年度埼玉県一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,224,070千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,692,616,226千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		635, 000, 000	13, 300, 000	648, 300, 000
	1 県 民 税	314, 119, 000	3, 969, 000	318, 088, 000
	2 事 業 税	92, 377, 000	1, 989, 000	94, 366, 000
	3 地 方 消 費 税	60, 415, 000	694, 000	61, 109, 000
	4 不動産取得税	13, 339, 000	1, 067, 000	14, 406, 000
	7 自動車取得税	10, 093, 000	1, 364, 000	11, 457, 000
	8 軽 油 引 取 税	41, 940, 000	2, 239, 000	44, 179, 000
	9 自 動 車 税	86, 109, 000	1, 978, 000	88, 087, 000
2 地方消費税清算金		118, 145, 000	△2, 646, 000	115, 499, 000
	1 地方消費税清算金	118, 145, 000	△2, 646, 000	115, 499, 000
3 地 方 譲 与 税		83, 534, 000	682,000	84, 216, 000
	1 地方法人特別讓与税	79, 131, 000	682, 000	79, 813, 000
4 地方特例交付金		4, 052, 000	△11, 488	4, 040, 512
	1 地方特例交付金	4, 052, 000	△11, 488	4, 040, 512

5 地 方 交 付 税		205, 900, 000	309, 604	206, 209, 604
	1 地 方 交 付 税	205, 900, 000	309, 604	206, 209, 604
7 分担金及び負担金		4, 385, 352	△532, 596	3, 852, 756
	1 分 担 金	228, 869	△3, 875	224, 994
	2 負 担 金	4, 156, 483	△528, 721	3, 627, 762
8 使用料及び手数料		15, 435, 770	△105, 459	15, 330, 311
	1 使 用 料	4, 963, 194	26, 899	4, 990, 093
	2 手数料	10, 472, 576	△132, 358	10, 340, 218
9 国 庫 支 出 金		173, 381, 937	10, 524, 744	183, 906, 681
	1 国 庫 負 担 金	110, 047, 104	$\triangle 1,333,216$	108, 713, 888
	2 国 庫 補 助 金	57, 647, 192	12, 362, 607	70, 009, 799
	3 委 託 金	5, 687, 641	△504, 647	5, 182, 994
10 財 産 収 入		8, 809, 715	△832, 828	7, 976, 887
	1 財産運用収入	6, 867, 240	△34, 571	6, 832, 669
	2 財 産 売 払 収 入	1, 942, 475	△798, 257	1, 144, 218
11 寄 附 金		107, 728	10, 127	117, 855
	1 寄 附 金	107, 728	10, 127	117, 855

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
12 繰	入	金		110, 218, 799	△51, 176, 355	59, 042, 444
			1 特別会計繰入金	4, 028, 966	△13, 714	4, 015, 252
			2 基 金 繰 入 金	106, 189, 833	△51, 162, 641	55, 027, 192
13 繰	越	金		702, 414	3, 224, 175	3, 926, 589
			1 繰 越 金	702, 414	3, 224, 175	3, 926, 589
14 諸	収	入		38, 220, 581	4, 920, 006	43, 140, 587
			1 延滞金、加算金及び過料等	2, 654, 237	△65, 994	2, 588, 243
			2 預 金 利 子	73, 000	36, 500	109, 500
			3 貸付金元利収入	7, 484, 543	△483, 796	7, 000, 747
			4 受 託 事 業 収 入	3, 348, 819	△373, 368	2, 975, 451
			5 収益事業収入	14, 674, 661	5, 736, 951	20, 411, 612
			7 雑 入	9, 920, 321	69, 713	9, 990, 034
15 県		債		314, 816, 000	110, 000	314, 926, 000
			1 県 債	314, 816, 000	110, 000	314, 926, 000
	歳	入	合 計	1, 714, 840, 296	△22, 224, 070	1, 692, 616, 226

歳 出 (単位 千円)

	款			項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議	会	費				3, 110, 817	△83, 708	3, 027, 109
			1 議	会	費	3, 110, 817	△83, 708	3, 027, 109
2 総	務	費				91, 281, 354	△7, 165, 898	84, 115, 456
			1 総	務管	里 費	20, 190, 876	△752, 670	19, 438, 206
			2 企	画	費	11, 822, 363	△1, 118, 890	10, 703, 473
			3 県	民	費	7, 234, 584	△219, 962	7, 014, 622
			4 環	境	費	12, 284, 622	△893, 903	11, 390, 719
			5 徴	税	費	27, 399, 116	△3, 929, 741	23, 469, 375
			6 市	町 村 振	興 費	5, 523, 067	△121, 133	5, 401, 934
			7 選	挙	費	2, 916, 644	△3, 968	2, 912, 676
			8 防	災	費	2, 473, 237	△54, 523	2, 418, 714
			9 統	計 調 3	査 費	823, 585	△51,847	771, 738
			10 人	事 委 員	会 費	282, 505	△2, 038	280, 467
			11 監	査 委 身	員費	330, 755	△17, 223	313, 532
3 民	生	費				286, 963, 677	△1, 613, 844	285, 349, 833

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 社 会 福 祉 費	214, 569, 045	△4, 646, 019	209, 923, 026
	2 児 童 福 祉 費	57, 667, 637	4, 561, 877	62, 229, 514
	3 生 活 保 護 費	13, 220, 716	△988, 800	12, 231, 916
	4 災 害 救 助 費	1, 506, 279	△540, 902	965, 377
4 衛 生 費		58, 297, 629	732, 611	59, 030, 240
	1 公 衆 衛 生 費	30, 214, 756	△297, 183	29, 917, 573
	2 環 境 衛 生 費	1, 354, 791	△8, 314	1, 346, 477
	3 保 健 所 費	4, 058, 939	△82, 935	3, 976, 004
	4 医 薬 費	14, 373, 933	1, 121, 043	15, 494, 976
5 労 働 費		12, 939, 899	1, 815, 069	14, 754, 968
	1 労 政 費	9, 243, 252	2, 325, 741	11, 568, 993
	2 職 業 訓 練 費	3, 527, 751	△506, 869	3, 020, 882
	3 労働委員会費	168, 896	△3, 803	165, 093
6 農 林 水 産 業 費		26, 122, 761	$\triangle 1, 513, 725$	24, 609, 036
	1農業費	9, 366, 526	△731, 662	8, 634, 864
	2 蚕糸特産及び水産業費	452, 348	△63, 767	388, 581

			3	畜	産		業	費	1, 217, 038	△78, 497	1, 138, 541
			4	林		業		費	5, 330, 259	△332, 112	4, 998, 147
			5	農		地		費	9, 756, 590	△307, 687	9, 448, 903
7 商	エ	費							18, 298, 912	△2, 274, 249	16, 024, 663
			1	商	エ		業	費	17, 953, 815	△2, 264, 413	15, 689, 402
			2	観		光		費	345, 097	△9, 836	335, 261
8 土	木	費							130, 263, 249	△5, 384, 735	124, 878, 514
			1	土	木	管	理	費	11, 743, 416	△742, 914	11, 000, 502
			2	道	路橋	り	よう	費	59, 233, 322	△6, 611	59, 226, 711
			3	河		JII		費	32, 130, 092	△897, 039	31, 233, 053
			4	都	市	計	画	費	22, 583, 177	△2, 134, 610	20, 448, 567
			5	住		宅		費	4, 573, 242	△1, 603, 561	2, 969, 681
9 警	察	費							145, 127, 982	△2, 125, 817	143, 002, 165
			1	警	察	管	理	費	131, 717, 460	△2, 033, 781	129, 683, 679
			2	警	察	活	動	費	13, 410, 522	△92, 036	13, 318, 486
10 教	育	費							536, 225, 311	△11, 283, 079	524, 942, 232
			1	教	育	総	務	費	75, 310, 400	△3, 976, 007	71, 334, 393

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小 学 校 費	168, 326, 789	△2, 392, 379	165, 934, 410
	3 中 学 校 費	101, 962, 530	△797, 775	101, 164, 755
	4 高 等 学 校 費	93, 587, 690	△1, 567, 873	92, 019, 817
	5 特別支援学校費	40, 361, 927	△2, 034, 987	38, 326, 940
	6 大 学 費	2, 116, 397	△20, 991	2, 095, 406
	7 私 立 学 校 費	48, 362, 314	5, 869	48, 368, 183
	8 社 会 教 育 費	4, 513, 074	△355, 708	4, 157, 366
	9 保健体育費	1, 684, 190	△143, 228	1, 540, 962
11 災 害 復 旧 費		145, 420	△37, 000	108, 420
	1 農林水産施設災害復旧費	134, 000	△37, 000	97,000
12 公 債 費		251, 148, 277	7, 226, 665	258, 374, 942
	1 公 債 費	251, 148, 277	7, 226, 665	258, 374, 942
13 諸 支 出 金		154, 415, 008	△516, 360	153, 898, 648
	1 公営企業支出金	16, 136, 008	△357, 360	15, 778, 648
	2 地方消費税清算金	57, 318, 000	650, 000	57, 968, 000
	3 利 子 割 交 付 金	2, 622, 000	△331,000	2, 291, 000

	4 配 当 割 交 付 金	1, 739, 000	524, 000	2, 263, 000
	5 株式等譲渡所得割交付金	556, 000	142,000	698, 000
	6 地方消費税交付金	60, 479, 000	△1, 304, 000	59, 175, 000
	8 自動車取得税交付金	7, 500, 000	610, 000	8, 110, 000
	9 軽油引取税交付金	6, 400, 000	△450, 000	5, 950, 000
歳 出	合 計	1, 714, 840, 296	△22, 224, 070	1, 692, 616, 226

第2表 継続費補正

変 更

(単位 千円)

±/.	75	# \\ \tau \	補	正	前	補	正	後
款	項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額	総額	年 度	年 割 額
4 衛 生 費	1 公衆衛生費	衛 生 研 究 所 移 転 改 修 事 業 費	4, 160, 000	平成24年度平成25年度	1, 348, 284 2, 811, 716	4, 157, 598	平成24年度平成25年度	1, 345, 882 2, 811, 716
9 警 察 費	1 警察管理費	東入間警察署庁舎建設費	3, 460, 614	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	141, 967 164, 540 1, 819, 396 1, 334, 711	2, 757, 035	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	141, 967 137, 845 1, 384, 118 1, 093, 105
		東 部 機 動 センター (仮称) 庁 舎 建 設 費	1, 268, 478	平成24年度平成25年度	378, 584 889, 894	946, 301	平成24年度平成25年度	265, 436 680, 865

10 教 育 費		県立学校大規模 改修費(平成23 年度着工分)	312, 967	平成23年度平成24年度	91, 967 221, 000	312, 476	平成23年度 平成24年度 平成25年度	91, 967 166, 169 54, 340
	1 教育総務費	教育関係庁舎 大規模改修費(平成 23年度着工分)	307, 381	平成23年度平成24年度	76, 276 231, 105	302, 428	平成23年度平成24年度	76, 276 226, 152
		県立高等学校防音校舎空調設備設置費(平成24年度着工分)	411, 856	平成24年度平成25年度	78, 449 333, 407	380, 728	平成24年度平成25年度	73, 630 307, 098
	特別支援 5 学校費	県東部地域特別 支援学校(仮称) 校 舎 整 備 費	2, 682, 140	平成23年度平成24年度	58, 644 2, 623, 496	1, 997, 687	平成23年度平成24年度	58, 644 1, 939, 043

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

	款				項			事業名	金	額
			1 総	務	管	理	費	県有財産管理事業費		114, 443
2 総	務	費	4 環		境		費	身近な緑の保全・創出事業費		12,000
			8 防		災		費	防災体制整備費		38, 483
3 民	生	費	1 社	会	福	祉	典	民間社会福祉施設整備促進事業費 心身障害児(者)援護施設等整備助成費 老人福祉施設整備助成費 介護基盤緊急整備等特別対策事業費		161, 299 967, 814 592, 780 223, 187
			2 児	童	福	祉	費	子育て支援特別対策事業費		320, 166
4 衛	生	費	4 医		薬		費	看護師等離職防止施設整備費補助		4,000
			1 農		業		費	農業大学校移転整備事業費 農林総合研究センター費		15, 000 10, 298

				水源地域の森づくり事業費	116, 480
	4 林	業	費	全国育樹祭開催事業費	6, 020
6農林水産業費				森林整備加速化・林業再生事業費	55, 816
			-#1	川のまるごと再生プロジェクト推進費	80, 601
	г ш	地		県費単独土地改良事業費	1,056
	5 農	地	費	基幹水利施設管理事業費	4, 120
				水と緑に親しむみち管理事業費	70, 095
7 商 工 費	1 商	工業	費	次世代産業支援費	40, 880
				舗装道整備費	560, 000
				道路環境整備費	195, 000
				災害防除費	210, 000
				電線地中化(道路)整備費	95, 000
				自転車歩行者道整備費	309, 000
				交差点整備費	303, 000
				バリアフリー安全対策費	76, 500
				道路安全施設費	59, 000

款	項	事業名	金額
		道路有効活用推進費	10, 460
		自転車通行環境整備費	22, 050
	2 道路橋りょう費	地方特定道路(維持)整備費	140, 000
		地方特定道路(交通安全)整備費	689, 000
		ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想推進費	148, 840
		まちのシンボルロード整備費	83, 000
		災害時サポートロード整備費	28, 000
		道路改築費	420, 000
		地方特定道路(改築)整備費	2, 271, 958
		橋りょう修繕費	1, 185, 000
		地方特定道路(橋りょう維持)整備費	555, 000
		橋りよう架換費	171, 858
8 土 木 費		モデル橋りょう整備推進費	6, 213
		排水機場等維持修繕費	218, 591

					河川維持修繕費	25, 000
					河川改修調査費	11,000
					河川改修費	2, 075, 700
3 河		Ш		費	都市再生機構治水事業費負担金	250, 000
					河川施設震災対策費	19, 722
					川のまるごと再生プロジェクト推進費	678, 000
					砂防施設費	184, 550
					急傾斜地崩壊対策費	21, 100
					県庁通り環境整備費	8, 580
					社会資本整備総合交付金(区画整理)事業費	290, 498
					公共団体区画整理事業県道整備費	10,010
					つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	1, 686, 340
					本庄新都心土地区画整理事業推進費	247, 434
					街路整備費	349, 237
4 都	市	計	画	費	地方特定道路街路整備費	460, 318
					まちのシンボルロード整備費	7, 920
					公園等施設管理費	194, 460

款	項	事	業	名	金	額
		公園等施設整備費				629, 970
		新たな森建設費				97, 416
		埼玉スタジアム200	2公園管理運営	費		56, 592

変更

款	項		補	正	前			補	正	後	
水人	以	事	業	名	金	額	事	業	名	金	額
		森林整	備推進	生事業費		143, 559	森林整	備推進	事業費		152, 599
	4 林 業 費	森林管理	里道整	備事業費		315, 000	森林管理	里道整例	備事業費		540, 404
		治 山	事	業費		136, 700	治 山	事	業費		269, 816
6 農 林 水 産 業 費		かんが	い排力	く事業費		261, 060	かんが	い排水	事業費		463, 084
		ほ場虫	修 備 ¹	事 業 費		130, 410	ほ場	整備 事	事業費		386, 124
	5 農 地 費	農地隊	5 災	事業費		480, 795	農地隊	方 災 马	事業費		872, 564
		中山間約	総合整/	備事業費		34, 650	中山間約	総合整備			83, 130
		農道動	修 備	事業費		61, 652	農道	整備 事	事業費		170, 316

款	項	補正	前	補正	後
办人	内	事 業 名	金額	事 業 名	金額
		社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	2, 660, 000	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	3, 284, 744
		社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	910,000	社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	2, 786, 480
		道路改築事業費	100,000	道路改築事業費	580, 000
	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	4, 959, 000	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	8, 225, 709
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	2, 025, 000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	2, 557, 500
8 土 木 費		社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備)事業費	320, 000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備)事業費	436, 460
		社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	1, 806, 000	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	7, 147, 200
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	187, 000	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	654, 680
		社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費	34, 000	社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費	155, 120

	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	90, 000	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	2, 217, 444
		社会資本整備総合交付金 (公園)事業費	180, 000	社会資本整備総合交付金 (公園)事業費	736, 089
10 教 育 費	1 教育総務費	県立学校大規模改修費	700, 695	県立学校大規模改修費	1, 339, 037

第4表 地方債補正

追 加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
		普通貸借又は証券発行(他	10%以内。ただし、利	
		の地方公共団体との共同発	率見直し方式で借り入	条件により、銀行その他の場
		行を含む。)。 ただし、発	れる資金について、利	合はその債権者と協定した融
流域下水道事業出資金	60,000	行価格が額面金額を下回る	率の見直しを行った後	通条件による。ただし、県財
(加) 以 「) 小 担 争 耒 山 賃 並	60, 000	ときは、その発行価格差減	においては、当該見直	政の都合により据置期間を短
		額をうめるため必要な金額	し後の利率とする。	縮し、若しくは繰上償還又は
		を限度額に加算した金額と		低利に借り換えることができ
		することができる。		る。
平成24年度減収補塡債	5, 612, 000	同上	同 上	同上

1- th - 11		補	正	前		補	正	
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
		普通貸借又は証券	10%以内。ただ	政府資金について				
		発行(他の地方公	し、利率見直し	はその融通条件に				
		共団体との共同発	方式で借り入れ	より、銀行その他				
		行を含む。)。た	る資金につい	の場合はその債権				
		だし、発行価格が	て、利率の見直	者と協定した融通				
低公害車整備事業	40,000	額面金額を下回る	しを行った後に	条件による。ただ	37, 000	(`
区公古里笠州 尹未	40,000	ときは、その発行	おいては、当該	し、県財政の都合	37,000		補正前に同じ。 	, <i>)</i>
		価格差減額をうめ	見直し後の利率	により据置期間を				
		るため必要な金額	とする。	短縮し、若しくは				
		を限度額に加算し		繰上償還又は低利				
		た金額とすること		に借り換えること				
		ができる。		ができる。				
旧 ナ 壮 31	0.040.000				1 000 000	,		`
県 有 施 設 整 備 事 業	2, 246, 000	P. 上	同 上	同 上	1, 966, 000	(同 上 I)
さいたま新都心医療拠点								
整備推進事業	2, 231, 000	同 上	同 上	同 上	1, 916, 000	(同 上)
試験研究機関等	25, 000	同 上	同上	同上	19, 000	(l 同 上)
設 備 整 備 事 業	, . , .				-, - 3 •	,		

起債の目的		補	正	前		補	正	後
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
		普通貸借又は証券	10%以内。ただ	政府資金について				
		発行(他の地方公	し、利率見直し	はその融通条件に				
		共団体との共同発	方式で借り入れ	より、銀行その他				
		行を含む。)。た	る資金につい	の場合はその債権				
		だし、発行価格が	て、利率の見直	者と協定した融通				
ふるさと自然再生事業	57,000	額面金額を下回る	しを行った後に	条件による。ただ	50, 000	(補正前に同じ	
	,	ときは、その発行	おいては、当該	し、県財政の都合	00, 000	(。 <i>)</i>
		価格差減額をうめ	見直し後の利率	により据置期間を				
		るため必要な金額	とする。	短縮し、若しくは				
		を限度額に加算し		繰上償還又は低利				
		た金額とすること		に借り換えること				
		ができる。		ができる。				
ウンスターハ 大山 ル 東 米	CO 000			□	F0, 000	/		
身近な緑公有地化事業	68, 000	上 上	同 上	同 上	50, 000	(同 上)
広域廃棄物埋立								
処分場整備事業	1, 917, 000	同 上	同 上	同 上	1, 913, 000	(同 上)
県税事務所再編整備事業	119, 000	同 上	同 上	同 上	110, 000	(ı 同 上)
一								

防災行政無線高度化推進事業	86, 000	同 上	同上	同 上	81, 000	(同 上)
心身障害児(者)援護施 設 等 整 備 事 業	481, 000	同 上	同 上	同 上	456, 000	(同 上)
老人福祉施設整備事業	3, 807, 000	同 上	.同 上	同 上	3, 395, 000	(同 上)
総合リハビリテーション センター設備整備事業	119, 000	同 上	.同 上	同 上	111, 000	(同 上)
児童福祉施設整備事業	259, 000	同 上	.同 上	同 上	245, 000	(同 上)
衛生研究所移転改修事業	1, 348, 000	同 上	同上	同 上	1, 345, 000	(同 上)
就業環境整備促進事業	31, 000	同 上	同 上	同 上	26, 000	(同 上)
高等技術専門校整備事業	123, 000	同 上	同 上	同 上	37, 000	(同 上)

起債の目的		補	正	前		補	正	後
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
		普通貸借又は証券	10%以内。ただ	政府資金について				
		発行(他の地方公	し、利率見直し	はその融通条件に				
		共団体との共同発	方式で借り入れ	より、銀行その他				
		行を含む。)。た	る資金につい	の場合はその債権				
		だし、発行価格が	て、利率の見直	者と協定した融通				
農業大学校移転整備事業	2, 018, 000	額面金額を下回る	しを行った後に	条件による。ただ	1, 971, 000	(補正前に同じ	
及水八丁区万四里加丁水	2, 010, 000	ときは、その発行	おいては、当該	し、県財政の都合	1, 971, 000		開北削に同し	。 <i>)</i>
		価格差減額をうめ	見直し後の利率	により据置期間を				
		るため必要な金額	とする。	短縮し、若しくは				
		を限度額に加算し		繰上償還又は低利				
		た金額とすること		に借り換えること				
		ができる。		ができる。				
 林 道 事 業	459,000	同上	⊟ L	同 上	447.000			
	452, 000	ID	lu T		447, 000		同 上 	<i>)</i>
農業基盤整備事業	1, 189, 000	同 上	同 上	同 上	1, 180, 000	(同 上)
直轄事業(土地改良) 負 担 金	159, 000	同上	同 上	同 上	48, 000	(I 同 上)
只								

		センタ 備 事	' 業	856, 000	同上	. 同 上	: 同 上	808, 000	(同 上)
		興ふれる 整 備 事		448, 000	同 上	: 同 上	- 同 上	350, 000	(同 上)
県単犭	蚀 道 路	子建設 事	事業	12, 400, 000	同 上	: 同 上	: 同 上	12, 407, 000	(同 上)
電線生整	地 中 化 備	〔 道 路 事	各)	148, 000	同 上	. 同 上	: 同 上	147, 000	(同 上)
道	路	事	業	10, 612, 000	同 上	. 同 上	: 同 上	11, 020, 000	(同 上)
県単犭	蚀河川	改修事	事業	4, 321, 000	同 上	. 同 上	: 同 上	4, 287, 000	(同 上)
河	Ш	事	業	6, 121, 000	同 上	. 同 上	: 同 上	6, 101, 000	(同 上)
砂	防	事	業	474, 000	同 上	: 同 上	: 同 上	473, 000	(同 上)

4 7	債の	ы <i>4</i>	h		補	正	前		補	正	後
足	頂の		ויו	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
					普通貸借又は証券	10%以内。たた	政府資金について				
					発行(他の地方公	し、利率見直し	はその融通条件に				
					共団体との共同発	方式で借り入れ	より、銀行その他				
					行を含む。)。た	る資金につり	の場合はその債権				
					だし、発行価格が	て、利率の見直	て者と協定した融通				
自然多	(客)	5 IL	事 業	600, 000	額面金額を下回る	しを行った後に	条件による。ただ	575, 000	(補正前に同じ	
	• • •	,	1 //		ときは、その発行	おいては、当該	し、県財政の都合	373,000		作上別に同し	。 <i>)</i>
					価格差減額をうめ	見直し後の利率	こより据置期間を				
					るため必要な金額	とする。	短縮し、若しくは				
					を限度額に加算し		繰上償還又は低利				
					た金額とすること		に借り換えること				
					ができる。		ができる。				
± +#:	ᆂᅠᄴ	<i>t</i> t	Λ H1	05 000 000				00 401 000	,		
旦 鞊	争美) (担 金	25, 026, 000		同 上	上 上	23, 481, 000	(同 上 I	. <i>)</i> I
県 単	独街	路	事 業	2, 882, 000	同 上	同上	上 上	2, 725, 000	(同 上)
街	路	事	業	2, 817, 000	 同	 同 上	: 同 上	2, 530, 000	(l 同 上	1
		•	<i>></i> 1<	, ,				., , , , , ,			

公	園	事	業	1, 085, 000	同 上	、同	上	同	上	536, 000	(同 上)
警察整	署 等 備	低 公 割 事	害 車 業	145, 000	同上	,同	上	同	上	118, 000	(同 上)
警察	署庁舎	衤建設⋾	事業	3, 727, 000	同 上	、同	上	同	上	3, 485, 000	(同 上)
県立高	高等学	校建設	事業	6, 042, 000	同 上	、同	上	同	上	5, 085, 000	(同 上 	.)
県 立 建	特 別 設	支 援 与 事	之 校 業	3, 312, 000	同 上	、同	上	同	上	2, 610, 000	(同 上)
社会都	教育施	設整備-	事業	532, 000	同 上	、同	上	同	上	522, 000	(同 上 	 -
		人埼玉!整備 事		169, 000	同上	,同	上	同	上	158, 000	(同 上)
水道用	引水供給	事業出	資金	1, 091, 000	同上	、同	上	同	上	947, 000	(同 上)

起債の目的		補	正	前		補	正	後
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	133, 300, 000	発行(他の地方公 共団体との共同発 行を含む。)。た だし、発行価格が 額面金額を下回る ときは、その発行	し、利率見直し 方式で借り入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金については、との場合ではその、はないののでは、はないののでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ない	194, 153, 000		補正前に同じ	。)

平成24年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)

平成24年度埼玉県公債費特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,805,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ433,812,920千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

	款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰	入	金		242, 005, 905	8, 805, 015	250, 810, 920
			1 一般会計繰入金	174, 363, 978	8, 819, 778	183, 183, 756
			2 特別会計繰入金	1, 978, 927	△14, 763	1, 964, 164
	歳	入	合 計	425, 007, 905	8, 805, 015	433, 812, 920

	款			項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公	債	費				425, 007, 905	8, 805, 015	433, 812, 920
			1 公	債	費	425, 007, 905	8, 805, 015	433, 812, 920
	歳	出	合	計		425, 007, 905	8, 805, 015	433, 812, 920

平成24年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)

平成24年度埼玉県証紙特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,031,071 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,786,313 千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

	款 1 証 紙 収 入					項			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証	紙	収	入						22, 717, 384	$\triangle 2,031,071$	20, 686, 313
				1	証	紙	収	入	22, 717, 384	$\triangle 2,031,071$	20, 686, 313
	歳	,	入	合		計			22, 817, 384	$\triangle 2,031,071$	20, 786, 313

		款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	繰	出	金		22, 811, 384	$\triangle 2,031,071$	20, 780, 313
				1 一般会計繰出金	22, 811, 384	$\triangle 2,031,071$	20, 780, 313
		歳	出	合 計	22, 817, 384	$\triangle 2,031,071$	20, 786, 313

平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ672,371千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,842,093千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
1 財	産収	入		66, 519	△1, 163	65, 356
			1 財産運用収入	66, 519	△1, 163	65, 356
2 繰	入	金		7,600,000	△670, 803	6, 929, 197
			1 基 金 繰 入 金	7,600,000	△670, 803	6, 929, 197
4 諸	収	入		5, 847, 944	△405	5, 847, 539
			1 貸付金元利収入	5, 847, 944	△405	5, 847, 539
	歳	入	合 計	13, 514, 464	△672, 371	12, 842, 093

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市町村振興事業費		13, 514, 464	△672, 371	12, 842, 093
	1 市町村振興事業費	13, 514, 464	△672, 371	12, 842, 093
歳出	合 計	13, 514, 464	△672, 371	12, 842, 093

平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)

平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,993千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入				82, 936	△3, 526	79, 410
	1 繰	入	金	15, 879	△10, 509	5, 370
	2 繰	越	金	1	27, 979	27, 980
	4 県		債	31, 696	△20, 996	10, 700

款		項		補正前の額	補 正 額	計
2 就農支援資金業務勘定収入				888	△10	878
	1 繰	入	金	848	△595	253
	2 繰	越	金	38	585	623
3 農業改良資金貸付勘定収入				33, 724	7, 505	41, 229
	1 諸	収	入	18, 936	△18, 936	0
	2 繰	越	金	14, 788	26, 441	41, 229
4 農業改良資金業務勘定収入				2, 476	0	2, 476
	1 繰	入	金	2, 222	△1,892	330
	2 繰	越	金	248	1,892	2, 140
歳 入	合	計		120, 024	3, 969	123, 993

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 就農支援資金貸付勘定		82, 936	△3, 526	79, 410
	1 就農支援資金貸付費	82, 936	△3, 526	79, 410
2 就農支援資金業務勘定		888	△10	878
	1 管理指導事務費	878	△10	868
3 農業改良資金貸付勘定		33, 724	7, 505	41, 229
	1 農業改良資金貸付費	33, 724	7, 505	41, 229
歳出	合 計	120, 024	3, 969	123, 993

第2表 地方債補正

変 更 (単位 千円)

起債の目的		補	正		前		補	正	後
	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金貸付金	31, 696	「青年等の就 農促進の貸付 け等に関する 特別措置とこ の定よる。	無	利子	「青年等の就 農促進の貸付 け等に関する 特別措置とこ ろによる。	10, 700	(補正前に同じ。)

平成24年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,407,244千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ740,520千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

	款				ij	Į			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財	産収	入							1, 147, 762	△407, 529	740, 233
			1	財	産	1 用	収	入	117, 409	△3, 026	114, 383
			2	財	産	ē 払	収	入	1, 030, 353	△404, 503	625, 850
2 繰	入	金							1,000,000	△1,000,000	0
			1	繰		入		金	1,000,000	△1,000,000	0

	款			項		補 正 前 の 額	補	正	額	計
3 繰	越	金				1			285	286
			1 繰	越	金	1			285	286
	歳	入	合	計		2, 147, 764		△1,	407, 244	740, 520

歳出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 地 事 業 費		2, 147, 764	$\triangle 1, 407, 244$	740, 520
	1 用 地 事 業 費	2, 147, 764	$\triangle 1, 407, 244$	740, 520
歳出	合 計	2, 147, 764	$\triangle 1, 407, 244$	740, 520

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第2号)

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,504,294千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,543,091千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

	款						項			補正前の額	補	正	額	計
1 使	用		料							8, 110, 408		\triangle	247, 964	7, 862, 444
				1	住	宅	使	用	料	8, 110, 408		Δ	247, 964	7, 862, 444
2 国	庫 支	出	金							5, 390, 759		Δ1,	525, 389	3, 865, 370

	款			項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
			1 国	庫補	助金	5, 390, 759	△1, 525, 389	3, 865, 370
3 財	産収	入				50, 185	7, 956	58, 141
			1 財	産 運 月	月 収 入	50, 185	7, 956	58, 141
4 繰	入	金				2, 127, 799	△1, 221, 100	906, 699
			1 繰	入	金	2, 127, 799	$\triangle 1, 221, 100$	906, 699
5 繰	越	金				1	576, 876	576, 877
			1 繰	越	金	1	576, 876	576, 877
6 諸	収	入				20, 233	8, 327	28, 560
			1 敷	金 運 月	月 収 入	4, 395	36	4, 431
			2 雑		入	15, 838	8, 291	24, 129
7 県		債				6, 348, 000	△3, 103, 000	3, 245, 000
			1 県		債	6, 348, 000	△3, 103, 000	3, 245, 000
	歳	入	合	計		22, 047, 385	△5, 504, 294	16, 543, 091

		Ž	款						項			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	住	宅	事	業	費							17, 848, 052	$\triangle 5, 412, 676$	12, 435, 376
						1	住	宅	管	理	費	5, 795, 182	△610, 836	5, 184, 346
						2	住	宅	建	設	費	12, 052, 870	△4, 801, 840	7, 251, 030
2	繰		出		金							3, 711, 282	△21, 219	3, 690, 063
						1	繰		出		金	3, 711, 282	△21, 219	3, 690, 063
3	公		債		費							478, 051	△70, 399	407, 652
						1	公		債		費	478, 051	△70, 399	407, 652
		歳		ŗ	出		合		計			22, 047, 385	△5, 504, 294	16, 543, 091

第2表 継続費補正

変 更

款	T苦	事	業	5		補	正		前			補	正		後		
办	項	尹	· 来		総	額	年	度	年	割額	総	額	年	度	年 :	割	額
							平成2	年度		749, 114			平成21	年度	7	49, 1	114
							平成22	2年度		892, 921			平成22	年度	8	392, 9	921
			2 1 年 <i>[</i> 主宅建設 [7, 650	, 363	平成2	3年度	3,	244, 953	7, 09	5, 025	平成23	年度	3, 2	244, 9	953
			土七 建 成 1	Ę			平成24	4年度	2,	763, 375			平成24	年度	1, 1	41, 3	319
													平成25	年度	1, (066, 7	718
			2 2 年 月主 全 全 建 設 3	· 美	7, 351	, 086	平成2: 平成2: 平成2: 平成2:	3年度4年度	1,	382, 115 533, 109 388, 885 46, 977	6, 97	8, 209	平成22 平成23 平成24 平成25	年度年度	1, 5 3, 1	382, 1 333, 1 53, (109 066
1 住宅事業費	2 住宅建設費						·						平成26			640, (

平成23年度公営住宅建設費	5, 733, 457	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	308, 649 2, 879, 679 1, 162, 098 1, 383, 031	5, 559, 328	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	308, 649 2, 179, 134 1, 951, 210 1, 120, 335
平成24年度公営住宅建設費	3, 712, 519	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	281, 336 1, 055, 975 2, 152, 954 222, 254	3, 711, 347	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	91, 892 446, 507 1, 974, 111 1, 198, 837

第3表 地方債補正

変 更 (単位 千円)

却 建 の 日 始			衤	甫			正		前				補	正		後
起債の目的	限度	王 額	į į	湿債₫	方法		利	率	償還の方法	限	度	額	起債の方法	利	率	償還の方法
公営住宅建設事業	€ 6, 34¢	8, 000	普又証	通券	貸発	借は行	し、利率見方式で借りる 資金にて、利率のしたけったでは、	直入つ見後当利しれい直に該率	政はよの者とはに短短にの条での、はないにのというでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないに、はないでは、ないに、は、はないに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	3,	245, (0000	(補正前	がに同じ。	

平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114,343千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ690,640千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

	款				項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰	入	金					754, 121	△135, 591	618, 530
			1	繰	入	金	754, 121	△135, 591	618, 530
3 繰	越	金					1	10, 872	10, 873
			1	繰	越	金	1	10, 872	10, 873
4 諸	収	入					50, 860	10, 376	61, 236
			1	貸付	寸 金 元 利	山収 入	50, 363	9,719	60, 082
			3	雑		入	344	657	1,001
	歳	入		合	計		804, 983	△114, 343	690, 640

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金事業費		804, 983	△114, 343	690, 640
	1 高等学校等奨学金事業費	804, 983	△114, 343	690, 640
歳 出	合 計	804, 983	△114, 343	690, 640

平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,873,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,903,415千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 入 場 料 収 入		99, 891	△18, 123	81, 768
	1 入 場 料 収 入	99, 890	△18, 123	81, 767
2 投票券発売収入		31, 441, 816	$\triangle 1,859,138$	29, 582, 678
	1 投票券発売収入	31, 379, 815	$\triangle 1,859,138$	29, 520, 677
3 財産収入		251, 115	△1, 027	250, 088
	1 財産運用収入	251, 114	△1, 027	250, 087

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
4 繰	越	金				2	5, 531, 121	5, 531, 123
			1 繰	越	金	2	5, 531, 121	5, 531, 123
5 諸	収	入				236, 720	221, 038	457, 758
			2 収	益 事 業	収 入	1	199, 999	200,000
			3 雑		入	236, 718	21, 039	257, 757
	歳	入	合	計		32, 029, 544	3, 873, 871	35, 903, 415

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公営競技総務費		224, 788	△6, 858	217, 930
	1 公営競技総務費	224, 788	△6, 858	217, 930
2 公営競技事業費		31, 524, 095	$\triangle 1,856,222$	29, 667, 873
	1 公営競技事業費	31, 524, 095	$\triangle 1, 856, 222$	29, 667, 873

3 繰	出	金				274, 661	5, 736, 951	6,011,612
			1 繰	出	金	274, 661	5, 736, 951	6,011,612
	歳	出	合	計		32, 029, 544	3, 873, 871	35, 903, 415

平成24年度埼玉県病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成24年度埼玉県病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(継続費)

第2条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

· 五		由	業	名		補 正 前 補 正 後										
孙	款 項 事		ず 未 石		総	額	年	度	年 割	額	総	額	年	度	年	割額
		循 環 器	· 呼吸 됨	22. 住			平成 24	4年度	14	, 238			平成 2	4年度		14, 238
1 資本的支出	1 建設改良費		·呼吸者一電気調		022	2, 919	平成 25	5年度	908	, 681	96	4, 540	平成 2	5年度		14, 745
1 資本的文山	1 建放以及复			費	922	,, 919					00	4, 540	平成 2	6年度	5	543, 456
		改	修	其									平成 2	7年度	2	292, 101

(たな卸資産購入限度額)

第3条 平成24年度埼玉県病院事業会計予算第10条中「5,331,939千円」を「6,398,321千円」に改める。

平成24年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成24年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度埼玉県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 (単位 千円)

科	目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事	業 収	左	2, 079, 289	△ 238,605	1, 840, 684
第1項 営	業収	益	2, 013, 203	△ 239,099	1, 774, 104
第2項 営	業外収	盍	66, 085	494	66, 579

支 出 (単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	1, 931, 304	△ 291, 472	1, 639, 832
第1項 営 業 費 用	1, 821, 909	△ 293, 137	1, 528, 772
第2項 営 業 外 費 用	105, 394	1, 665	107, 059

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	1, 559, 434	△ 172	1, 559, 262
第2項 他 会 計 補 助 金	432	△ 172	260

支 出

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	1, 484, 361	△ 67, 974	1, 416, 387
第1項 建 設 改 良 費	607, 453	△ 67, 974	539, 479

(継続費)

第4条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事	事業名		補 正 前							補	正	:	後			
水人	以	尹	未	泊	総	額	年	度	年	割額	総	額	年	度	年	割額		
							平成2	1年度		20, 038			平成2	1年度		20, 038		
							平成2	2年度		40, 917			平成2	2年度		40, 917		
							平成2	3年度		85, 273			平成2	3年度		85, 273		
1 資本的支出	1 建設改良費	武蔵	武蔵水路改築事業	武蔵水路改築事業	藏水路改築事業			904, 684	平成2	4年度		116, 316		904, 684	平成2	4年度		210, 711
							平成2	5年度		157, 645			平成2	5年度		139, 573		
							平成2	6年度		171, 969			平成2	6年度		171, 969		
							平成2	7年度		312, 526			平成2	7年度		236, 203		

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条中「2,532千円」を「1,907千円」に改める。

平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区	分	既	決	予	定	量	補	正	予	定	量	計
(4) 主 な る 建 設	工 事			4,	134, 43	6 千円			△ 1,	178, 16	52 千円	2,956,274 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

科目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収	益	44, 151, 948	△ 179, 745	43, 972, 203
第1項 営 業 収	益	43, 235, 063	△ 273, 308	42, 961, 755
第2項 営 業 外 収	益	916, 884	△ 1,072	915, 812
第3項 特 別 利	益	1	94, 635	94, 636

支 出

(単位 千円)

科目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業	費	42, 149, 143	△ 813, 139	41, 336, 004
第1項 営 業 費	用	35, 007, 664	△ 927, 924	34, 079, 740
第2項 営 業 外 費	用	7, 071, 230	117, 755	7, 188, 985
第3項 特 別 損	失	30, 249	△ 2,970	27, 279

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「18,594,122千円」を「18,352,391千円」に、「485,105千円」を「394,832千円」に、「4,109,121千円」を「3,957,663 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

> 収 入

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	10, 461, 973	△ 1, 491, 962	8, 970, 011
第1項 建 設 補 助 金	1, 662, 410	△ 386, 935	1, 275, 475
第2項 企 業 債	3, 860, 000	△ 1,057,000	2, 803, 000

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 他 会 計 出 資 金	3, 933, 227	△ 144,000	3, 789, 227
第4項 他 会 計 補 助 金	219, 454	△ 10, 227	209, 227
第6項 固定資産売却代金	56, 197	164	56, 361
第7項 雑 収 入	685	106, 036	106, 721

支 出

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	29, 056, 095	△ 1,733,693	27, 322, 402
第1項 建 設 改 良 費	9, 600, 014	△ 1,854,191	7, 745, 823
第6項 過年度国庫補助金 還 金		120, 498	120, 498

(継続費) 第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	百	士	₩.	Þ		補	I	-	前				補	正		後		
孙	項	事業名		総	額	年	度	年	割額		総	額	年	度	年 音	割	額	
							平成1	6年度	2	4, 510, 46	59			平成16	6年度	4,	510,	, 469
							平成1	7年度	į	5, 992, 61	.7			平成17	7年度	5,	992,	, 617
							平成1	8年度	7	7, 513, 43	30			平成18	8年度	7,	513,	, 430
							平成1	9年度	7	7, 756, 81	.1			平成19	9年度	7,	756,	, 811
							平成2	0年度	(6, 077, 75	52			平成20)年度	6,	077,	, 752
		水道	水 源	開発	69	381, 596	平成2	1年度	į	5, 557, 62	22	69 16	68, 492	平成21	1年度	5,	557,	, 622
		施設	整備	事 業	03,	001, 000		2年度	4	4, 218, 82	24	00, 10	30, 132	平成22	2年度	4,	218,	, 824
							平成2	3年度		3, 528, 96	57			平成23	3年度	3,	528,	, 967
							平成2	4年度		3,771,69	02			平成24	4年度	2,	672,	, 647
							平成2	5年度	į	5, 243, 66	51			平成25	5年度	3,	237,	, 359
							平成2	6年度	2	4, 998, 95	56			平成26	6年度	4,	998,	, 956
							平成2	7年度	10	0, 210, 79)5			平成27	7年度	13,	103,	, 038

款	項	事業名	補	正	前	補	正	後
永	垻	事 耒 石	総額	年 度	年 割 額	総額	年 度	年 割 額
				平成22年度	65, 945		平成22年度	65, 945
		滑川第二支線	938, 691	平成23年度	252, 416	828, 169	平成23年度	252, 416
		整備事業	930, 091	平成24年度	302, 781	020, 109	平成24年度	224, 384
				平成25年度	317, 549		平成25年度	285, 424
				平成24年度	59, 963		平成24年度	59, 243
 1 資本的支出	1 建設改良費	久 喜 新 規 支 線	548, 078	平成25年度	133, 419	583, 686	平成25年度	98, 727
2 30 1 11 30 (22)		整備事業	548, 078	平成26年度	260, 931	363, 660	平成26年度	272, 948
				平成27年度	93, 765		平成27年度	152, 768
				平成21年度	41, 747		平成21年度	41, 747
				平成22年度	113, 096		平成22年度	113, 096
				平成23年度	196, 140		平成23年度	196, 140
		武蔵水路改築事業	1, 884, 829	平成24年度	250, 138	1, 884, 829	平成24年度	466, 043
				平成25年度	328, 426		平成25年度	300, 052
				平成26年度	358, 267		平成26年度	358, 267
				平成27年度	597, 015		平成27年度	409, 484

第一次送水管路 更新事業(支線)	6, 583, 933	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	620, 778 2, 051, 728 2, 201, 901 1, 709, 526	6, 567, 216	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	301, 949 1, 005, 982 2, 097, 293 3, 161, 992
荒川横断送水管路更新事業	6, 570, 865	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度	120, 965 935, 040 2, 210, 970 2, 250, 660 1, 053, 230	6, 547, 262	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度	84, 219 297, 914 2, 213, 421 2, 253, 111 1, 698, 597

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額中「3,860,000千円」を「2,803,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「1,128,845千円」を「1,117,155千円」に改める。

平成24年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成24年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成24年度埼玉県地域整備事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区	分	既	決	予	定	量	補	正	予	定	量	計
(1) 主 な る 建 🎚	設 工 事			7, 2	61, 153	3 千円		۷	∆ 1,93	7, 460	千円	5, 323, 693 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	2, 889, 144	87, 935	2, 977, 079
第2項 営 業 外 収 益	100, 581	△ 3,022	97, 559
第3項 特 別 利 益	527, 170	90, 957	618, 127

支 出

(単位 千円)

科	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事	業費	1, 775, 438	△ 700	1, 774, 738
第1項 営	業 費 用	1, 469, 482	△ 700	1, 468, 782

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,514,875千円」を「2,542,937千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	3, 006, 278	34, 478	3, 040, 756
第2項 他会計補助金	7, 289	△ 3,510	3,779
第4項 固定資産売却代金		37, 988	37, 988

支 出

(単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	7, 521, 153	△ 1,937,460	5, 583, 693
第1項 建 設 改 良 費	7, 261, 153	△ 1,937,460	5, 323, 693

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事	業	₽		補	正		前			補	II		後	
水人	垻	事	未	名	総	額	年	度	年 害	 額	総	額	年	度	年 割	割 額
							平成2	2年度	2,7	742, 167			平成2	2年度	2,	742, 167
		白岡河	頼地区	区産業	_	640.064	平成2	3年度	(621, 640		644 700	平成2	3年度		621, 640
		団 地	整備	事 業	b	, 648, 364	平成2	4年度	1, 5	547, 869	5	, 644, 729	平成2	4年度	1,	547, 329
							平成2	5年度	7	736, 688			平成2	5年度		733, 593

				平成23年度	5, 078, 199		平成23年度	5, 078, 199
		幸手中央地区産業		平成24年度	3, 659, 187		平成24年度	3, 658, 807
V= 1.11 1.11		団 地 整 備 事 業	16, 132, 545	平成25年度	3, 944, 808	16, 076, 116	平成25年度	3, 928, 225
1 資本的支出	1 建設改良費	凹地笼脯事未		平成26年度	1, 882, 897		平成26年度	1, 857, 553
				平成27年度	1, 567, 454		平成27年度	1, 553, 332
				平成24年度	2, 054, 097		平成24年度	117, 557
		杉戸屏風深輪地区		平成25年度	1, 968, 155		平成25年度	107, 683
		产产屏風保輔地区産業団地整備事業	5, 259, 603	平成26年度	1, 237, 351	6, 779, 874	平成26年度	2, 637, 832
		医 未凹地					平成27年度	1, 103, 132
							平成28年度	2, 813, 670

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条中「15,016千円」を「8,484千円」に改める。

平成24年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成24年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成24年度埼玉県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 年 間 総 処 理 水 量	669, 506, 725 m³	△20, 656, 080 m³	648, 850, 645 m³
(3) 一日平均処理水量	1,834,265 m³	△56, 592 m³	1, 777, 673 m³
(4) 主 な る 建 設 工 事	20,655,171 千円	△2,421,240 千円	18, 233, 931 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	31, 548, 569	△552, 278	30, 996, 291

第1項 営 業 収 益	29, 082, 052	△458, 462	28, 623, 590
第2項 営 業 外 収 益	2, 466, 516	△184, 670	2, 281, 846
第3項 特 別 利 益	1	90, 854	90, 855

支 出

(単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	31, 427, 592	△1, 052, 339	30, 375, 253
第1項 営 業 費 用	28, 701, 456	△867, 669	27, 833, 787
第2項 営 業 外 費 用	2, 665, 135	△184, 670	2, 480, 465

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,949,570千円」を「4,878,165千円」に、「178,674千円」を「155,262千円」に、「4,571,796千円」を「4,523,803 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	22, 809, 025	△2, 407, 944	20, 401, 081
第1項 建 設 補 助 金	13, 169, 410	△1, 584, 944	11, 584, 466
第2項 建 設 負 担 金	4, 031, 489	△451, 531	3, 579, 958
第3項 企 業 債	4, 702, 000	△503, 000	4, 199, 000
第4項 他 会 計 出 資 金	692, 807	60, 000	752, 807
第5項 他会計補助金	212, 662	27, 332	239, 994
第7項 雑 収 入	656	44, 199	44, 855

支 出

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	≅ +
第1款 資 本 的 支 出	27, 758, 595	$\triangle 2, 479, 349$	25, 279, 246
第1項 建 設 改 良 費	21, 523, 134	$\triangle 2, 479, 349$	19, 043, 785

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「4,702,000千円」を「4,199,000千円」に改める。 (他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「7,291,081千円」を「7,036,568千円」に改める。

埼玉県告示第四百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 システム運営等業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間

平成25年6月1日(土)から平成27年11月30日(月)まで。ただし、平成26年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

⑷ 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第 1086号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停 止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務と種類が同等以上の業務の受注実績がある者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 電話048-830-2280(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月17日(金)午前9時30 分まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年 5 月16日(木)午後 4 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月16日(木)午後4時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成25年5月17日(金)午前10時

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、 免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年4月25日(木)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記 3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を 行った者を落札者とするか否かを決定する。)。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年 4 月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ 提出すること。

10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者 に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Technical support for Information Systems Division 1 set

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., May 17, 2013 By registered mail or in person: 4:00 p.m., May 16, 2013

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Tel. 048-830-2280 E-mail: a2290@pref.saitama.lg.jp

埼玉県告示第四百五十六号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款の 申請書を受理 変更の日 において備え置く方 した日から二月間、 の属する事業年度

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十五年三月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人クローバー

三 代表者の氏名

福田誠一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市瀬崎二丁目五十番二十二号クローバー

五 定款に記載された目的

に暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、 高齢者および障害児・者に対 L 健康や生きがい を提供し、 豊か

埼玉県告示第四百五十七号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 特定 同

ww.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理した日から二月間、 におい ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十五年四月五日

埼玉県知事。 上田 清、司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人助け合い村

三 代表者の氏名

篠塚 多助

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市柏座三丁目三番三十二号

五 定款に記載された目的

る事業を行い、 ζ この 分法人は、 安心して快適な生活が送れるよう身上監護・権利擁護・財産管理等に関す 活気あるまちづくりの推進を図ることを目的とする。 高齢者・障害者・ その他生活するために支援が必要な人たちに対

埼玉県告示第四百五十八号

次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十五条第一項の規定により、

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 名秋

特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン

一代表者の氏名

太田久美

三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目一五番一七号

四 当該認定の有効期間

平成二十五年四月五日から平成三十年四月四日まで

埼玉県告示第四百五十九号

第二項の規定により公示する。 定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第五十九条の規定により、次の特

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人豊友会結婚支援協会

一 代表者の氏名

岸田龍男

三 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区下落合七丁目六番八号

四 当該仮認定の有効期間

平成二十五年四月五日から平成二十八年四月四日まで

埼玉県告示第四百六十号

をしなけ 定有害物質によ 壤汚染対策 れ ば 法 ならない区域を次 って汚染され (平成十 四年法律第五十三号) てお \mathcal{O} とおり り、 土 地 指定する。 の形質の + 変 条第 更を __ ょ 項 うとす \mathcal{O} 規定 に るとき 基 づ の届

半成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

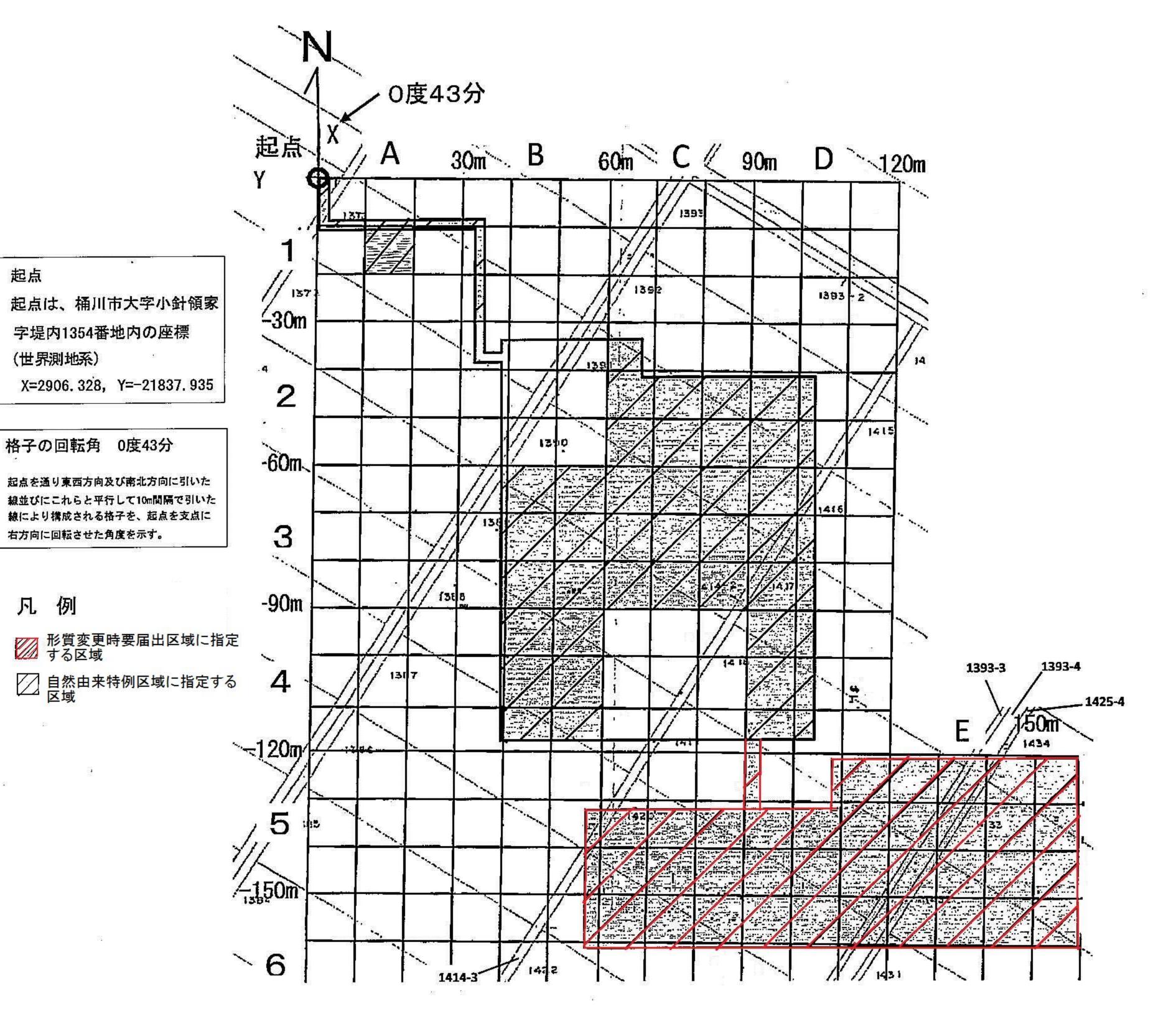
三十四番の 千 三百五十 千三百九 百十六 一部 四百三十一番の一部、 义 千 \mathcal{O} \mathcal{O} 四百二十番の一部、 千三百 番 部、 匹 十三番三の _ \mathcal{O} 番 お 部) _ 0 り 部、 千三百 1九十番 部、 (埼玉県桶 千四百 部、 八十 の一部、 千三百七十番二の一部、 千四百三十二番の一部、 十七 七番 Ш 千三百九十三番四 千 四 市大字小針領家字堤内千三 の一部、 千三百九 番 百二十一番一 \mathcal{O} 部、 千三百八十八番 十一番 千四百 \mathcal{O} 0) 千三百七 _ \mathcal{O} 十八 部、 部、 千四百三十三番の 部、 千四 千 番 の一部、 千三百九十二番 百十 +四百十四番三の \mathcal{O} · 番 _ 百二十五番四の 部、 番 \mathcal{O} 千四百十 千三百八十九番 +一部 \mathcal{O} 千三百 部、 _ \mathcal{O} 千四百 部、 九

土壤汚染対策法施行 び第二項の基準に適合し 規 則 てい 伞 な 成 V 十四年環境省令第二十 特定有害物質の種 類 九 号) 第三十 一条 第 項

砒素及びその化合物

土壌汚 染対策法施行 規則 第 五. + 八 条第 匹 項第 九 号に 該当す る 区

三百五 番 \mathcal{O} \mathcal{O} 四 百 义 + \mathcal{O} \mathcal{O} 千三百 匹 兀 部 番 お 兀 \mathcal{O} ŋ 千三百 (埼玉 百 九 \mathcal{O} 十番 一部 九 千三百 一県桶川 八十七 番 0 部、 \mathcal{O} 千四百十六番 市大字 七十 部 千三百九十一番 \mathcal{O} 番二の一部、 部、 小針 \mathcal{O} 千 領家字堤内千三百十 三百 千三百 千 \mathcal{O} 八 十八 兀 百十 部、 七 番 -七番の 千三百 + \mathcal{O} 番 部 一番十二の 九 \mathcal{O} 千三百 部、 十二番の 千四 千三百 八 + 百 十八 九



起点

(世界測地系)

凡例

埼玉県告示第四百六十一号

るため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次の 定有害物質によって汚染されており、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定に基づき、 平成二十五年四月五日 当該汚染による人の健康に係る被害を防止す とおり指定する。

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域として指定する区域

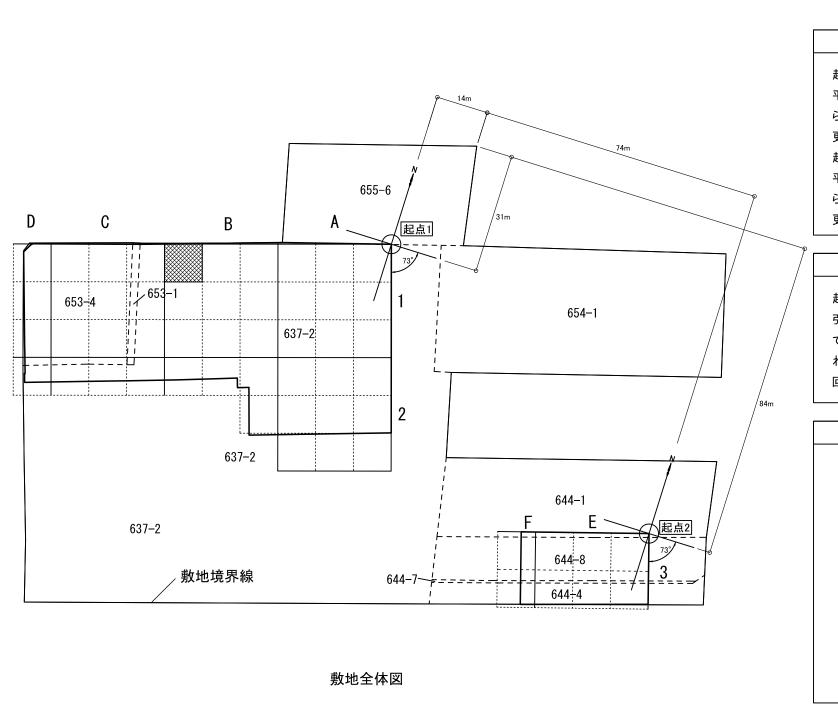
別図のとお り(埼玉県入間郡三芳町大字北永井字平野六百三十七番二の一部)

の基準に適合してい 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項 ない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

一講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



起点

起点1は、入間郡三芳町大字北永井字 平野637-2内の1地点(655-6の北端から西に14m、南に31mの位置、形質変 更範囲の北端)とする。

起点2は、入間郡三芳町大字北永井字 平野644-1内の1地点(655-6の北端から東に74m、南に84mの位置、形質変 更範囲の北端)とする。

格子の回転角73°

起点を通り東西方向及び南北方向に 引いた線並びにこれらと平行し て10m間隔で引いた線により構成さ れる格子を、起点を支点に右方向に 回転させた角度を示す。



: 30m格子

---::10m区画

:形質変更範囲



:要措置区域



10m単位区画小番号

埼玉県告示第四百六十二号

所について、次のとおり届出があった。 児玉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

就 任

職 名 氏 名

所

監事 齊 藤 廣 埼玉県本庄市児玉町下浅見三百二十八番地二

退 任

職 名 氏 名

監事

住 所

小賀野 秀 久 埼玉県本庄市児玉町下浅見九百八番地

埼玉県告示第四百六十三号

月二十三日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三 条の二第三項の規定により公告する。 県営土地改良事業 (かんがい排水事業) 矢島弥藤吾地区の工事を平成二十四年三

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第四百六十四号

について、次のとおり届出があった。 備前渠用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

就 任

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理 事	職 名
井	飯	橋	村	長谷	福	尾	長公	田	中	大	大	中	横	倉	髙	福	齊	塚	吉	金	間	金	髙	氏
上	塚	本	田	Ш	島	高	谷川	久	島	島	畄	野	倉	上	野	嶋	藤	越	田	井	庭	井	田	L
重	忠	達	昭	忠	定	利		勝	秀	秀	建	和		貞	太		精	或	光	逹		幹	博	名
幸	之	男	雄	雄	男	夫	勇	市	夫	夫	夫	行	勇	夫	直	_	_	雄	雄	雄	実	雄	之	П
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉山	住
熊谷市	同	深谷市	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	熊谷市	同	同	同	同	同	同	同	深谷市	本庄市	宗深谷市	注
熊谷市飯塚千八百五十一番地	蓮沼四百十五番地	内ケ島六百一番地	善ヶ島六百七十六番地	上須戸六百五十三番地	八ツ口四百六十五番地	江波三百七十六番地十七	弥藤吾二百六十六番地一	同 千三百十八番地一	妻沼二千四百五十五番地	飯塚九百五十一番地二	八木田百七十番地一	永井太田千五十六番地	熊谷市間々田二百四十八番地	明戸五十六番地	宮ケ谷戸百六十四番地	新井四百四十番地	原郷三百五十九番地	稲荷町北三番地二十五	高畑五百二十九番地	矢島七百六十五番地	深谷市横瀬千二百三十八番地一	本庄市宮戸三百三十九番地一	埼玉県深谷市上敷免三百二十二番地	所

栗

原

茂

同

同

弥藤吾千九百九十三番地一

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理 事	職 名
井	掛	小	髙	村	長谷	青	小	井	田	橋	大	増	浅	倉	髙	植	齋	濱	吉	根	金	飯	武	氏
田	Ш	暮	田	田	川	木	鮒	田	久	本	畄	田	見	上	野	竹	藤	野	田	岸	井	島	藤	L
正	久	友	博	昭	忠	勇	良	博	勝		建	定	義	貞	太	康	恭	篤	光	幹	逹	安	照	名
夫	敬	也	之	雄	雄	喜		則	市	茂	夫	雄	郎	夫	直	之	彦	扶	雄	夫	雄	雄	夫	ъ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉	/ ≥-
同	熊谷	同	深谷市	同	同	同	同	同	同	同	同	同	熊谷	同	同	同	同	同	同	同	同	深谷市	宗本庄	住
弥藤吾千四百九十六番地	谷市永井太田四百三十七番地	江原九百六十七番地二	巾上敷免三百二十二番地	善ヶ島六百七十六番地	上須戸六百五十三番地	ハツロハ百六十番地一	江波三百九十六番地一	弥藤吾百二十九番地	同 千三百十八番地一	妻沼二千四百三十四番地	八木田百七十番地一	市ノ坪二百二十六番地	熊谷市男沼五百七十四番地一	明戸五十六番地	宮ケ谷戸百六十四番地	新井三百七番地	原郷三百十二番地	田谷二百八十九番地	高畑五百二十九番地	内ヶ島五百八十四番地	矢島七百六十五番地	巾北阿賀野三十四番地	埼玉県本庄市宮戸四百五十五番地	所

埼玉県告示第四百六十五号

葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任 した者の氏名及び住所について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次のとおり届出があった。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任

氏 名

職 名

住

所

森 金 成 里 夫 同 埼玉県吉川市大字三輪野江千四百三十番地 越谷市増森二丁目二百七番地

監事 立 澤 剋 彌 同 同 東町五丁目三番地 同

田

理事

江 久二男 同 幸手市大字上高野千三百五番地

二退任

同

職 名

正

監事

白

石

孝

司

同

北葛飾郡杉戸町大字堤根二千六百九十七番地

理事

中

同

門

所

村 埼玉県越谷市川柳町五丁目二百二十九番地一

武 同 加須市南大桑三千四百四十二番地

埼玉県告示第四百六十六号

及び住所について、 葛西用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次のとおり届出があった。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上田 清司

就 任

同 同 同 同 理事 職名 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 事 三ツ林 奥 江 出 林 齊 豊 大 立 森 井 谷 宮 Ш 氏 村 森 Ш 貫 昌郎 榮太郎 久二男 裕 利 成 忠 榮 武 昭 貞 剋 正 直 市 名 夫 Е 郎 男 男 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 埼玉県加須市大字北大桑五百八十番地 同 住 吉川 同 同 同 同 同 同 同 同 同 幸手市大字神明内二百五十六番地 三郷市南蓮沼五百九十番地二 同 草加市柿木町七百二十四番地 越谷市増森二丁目二百七番地 北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地 春日部市水角五百三十三番地 北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号 幸手市大字千塚四百九十番地一 久喜市上川崎四百七十七番地 .市大字八子新田七百五十五番地 同 同 東町五丁目三番地 平須賀一丁目二百十七番地 上彦名二百四十六番地 同 大字平方六百三十二番地 吉川二丁目十三番地三 同 三輪野江千四百三十番地 拾壱軒五百三十八番地 上高野千三百五番地 同 大字北蓮沼三百五十二番地一 堤根二千六百九十七番地

同

吉

同

吉川市大字平方新田千四百五十六番地

北葛飾郡松伏町大字松伏三千五十八番地

同

春日部市樋籠六百三十二番地

退任

同

同同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理 事	職 名
増 田 昌 之	後藤勇	藤沼宏次	渋谷清	宮田竹雄	竹 内 榮太郎	山崎昌一郎	林成夫	齊藤忠男	豊田昭彦	中 村 一 正	立澤剋彌	森田金里	吉田吉造	森田勝	白石孝司	岸親義	井上直子	江 森 久二男	三ツ林裕巳	木村市郎	門倉武雄	氏名
同同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県	Λ÷
吉川市大字平方新田千四百五十六番地北葛飾郡松伏町大字下赤岩五百七十九番地	日部市樋籠六百三十二番地	幸手市大字神明内二百五十六番地一	同 花和田百五十七番地	三郷市南蓮沼五百九十番地二	同 吉川二丁目十三番地三	同 同 拾壱軒五百三十八番地	同 同 三輪野江千四百三十番地	吉川市大字八子新田七百五十五番地	草加市柿木町七百二十四番地	同 川柳町五丁目二百二十九番地一	同 東町五丁目三番地	越谷市増森二丁目二百七番地	北葛飾郡松伏町大字松伏三千五十八番地	春日部市米崎六百九十一番地	同 同 堤根二千六百九十七番地	同 同 大字北蓮沼三百五十二番地一	北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号	同 同 上高野千三百五番地	幸手市大字千塚四百九十番地一	久喜市上川崎四百七十七番地	埼玉県加須市大字南大桑三千四百四十二番地	住

埼玉県告示第四百六十七号

部を改正する。 昭和三十一年埼玉県告示第九十九号(埼玉県金庫の名称及び位置について)の全

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上田 清司

代理金融機関は、 び第四項の規定により指定する埼玉県の指定金融機関、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条第一項、 次のとおりとする。 指定代理金融機関及び収納 第三項及

指定金融機関

	丁目四番一号	
	市浦和区常盤七	そな銀行
国内に所在する店舗	埼玉県さいたま	株式会社埼玉り
事務取扱店舗の範囲	位置	名称

指定代理金融機関

県条例第二十二十八年塔玉			
与条例(昭和			
士奨学資金貸			
三 本多静六博			
支払事務			
に係る公金の			
資金の貸付け			
及び寡婦福祉			
母子福祉資金			
号)に基づく			
律第百二十九			
和三十九年法			
婦福祉法(昭			
二母子及び寡		一丁目十番地八	
金の収納事務	店舗	市大宮区桜木町	銀行
一埼玉県の公	国内に所在する	埼玉県さいたま	株式会社武蔵野
取扱事務の範囲	範囲事務取扱店舗の	位置	名称

	京UFJ銀行	株式会社三菱東		銀行	株式会社みずほ	名称
番一号	丸の内二丁目七	東京都千代田区	番五	内幸町一丁目一	東京都千代田区	位置
		同右		舗	国内に所在する店	囲ります。
		同 右		収納事務	埼玉県の公金の	取扱事務の範囲

収納代理金融機関

											協同組合連合会	埼玉県信用農業								埼玉縣信用金庫				
										丁目十二番九号	市浦和区高砂三	埼玉県さいたま						番地一	町一丁目百三十	埼玉県熊谷市本				
												本店								同右				
払事務	係る公金の支	金の貸付けに	く就農支援資	二号)に基づ	成七年法律第	特別措置法(平	け等に関する	の資金の貸付	農促進のため	二 青年等の就	金の収納事務	- 埼玉県の公	の支払事務	金に係る公金	別会計の貸付	備導入資金特	模企業者等設	二 埼玉県小規	金の収納事務	一埼玉県の公	の支払事務	与に係る公金	く奨学金の貸	ー号)に基づ

民銀行株式会社東京都	行 株式会社千葉銀	行株式会社筑波銀	行 株式会社常陽銀	行株式会社足利銀	行株式会社群馬銀	く銀行株式会社みちの	社楽天銀行株式会	銀行株式会社りそな	友銀行 株式会社三井住
十二丁目三番十 末二丁目三番十	二号	七号	号二丁目五番五茨城県水戸市南	十五号 桜四丁目一番二 市本県宇都宮市	番地 総社町百九十四 群馬県前橋市元	号田一丁目三番一青森県青森市勝	番三号号十二十二	目二番一号 央区備後町二丁 大阪府大阪市中	東京都千代田区
同 右	同 右	同 右	同 右	同右	同右	同 右	同 右	同右	同 右
同 右	同右	同 右	同 右	同右	同右	収納事務の公金の	務 利用した埼玉県 リ納サービスを マルチペイメン	同 右	同 右

朝日信用金庫	飯能信用金庫	青木信用金庫	庫 しののめ信用金		銀行株式会社八千代	ター 銀行 東京ス	銀行株式会社東日本	行株式会社栃木銀	行 株式会社東和銀	銀行株式会社八十二
東二丁目八番二東京都台東区台	町二十四番地九埼玉県飯能市栄	番二十一号特玉県川口市中	地岡千百二十三番群馬県富岡市富	Ę	居 五丁目九番二東京都新宿区新	トプラザーが日本坂スターゲーニ丁目三番五号東京都港区赤坂	番二号本橋三丁目十一東京都中央区日	八号西二丁目一番十栃木県宇都宮市	六号町二丁目十二番群馬県前橋市本	百七十八番地八字中御所字岡田長野県長野市大
一 同 右	同右	同 右	店舗国内に所在する	に限る。)の収納事務につの収納事務につる。	舗(窓口にお内に所在す	同 右	同 右	同 右	同右	同 右
	同右	同 右	同 右		同 右	同右	同 右	同 右	同右	同右

	五番二号 新町三丁 新町三丁	都	亅 丁	丁 都 丁
丁豐 目中 目 目島 二野 三 十区 十区 番 二東 九中 二	七 川	目区		
同 右 右	同 同 石 右 右	同 同 同 石 右 右 右	同 同 同 同 石 右 右 右 右	同 同 同 同 石 右 右 右 右 右
			同 同 同 同 同 同 右 右 右 右 右 右 右	同 同 同 同 同 同 右 右 右 右 右 右
番五号 東京都中野区中 東京都中野区中	信用金庫 東京都中野区中 同	信用金庫 東京都中野区中 同信用金庫 東京都光区田端 雨京都北区田端 同	信用金庫 東京都中野区中 同信用金庫 東京都豊島区東 所三丁目二十九 開 東京都豊島区東 同 五番二号 田二十九 同 同 同 同 同 同 同 同 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	信用金庫 東京都豊島区東 高
丁 豊 目 民 工 東	求信用金庫 東京都豊島区東 市京都荒川区荒 同 本品号 同 本品号 同	信用金庫 東京都売川区荒 同情用金庫 東京都荒川区荒 同番七号 田二十九 一番七号 同五番二号 同	信用金庫 東京都豊島区東 同	信用金庫 東京都豊島区東 同
	北信用金庫 東京都荒川区荒 同右	信用金庫 東京都荒川区荒 同右 無京都荒川区荒 同右	信用金庫 東京都荒川区荒 同右 開二丁目十番二 東京都豊島区巣 同右 無京都豊島区巣 同右	信用金庫 東京都荒川区荒 同右

																																	ま銀行	株式会社ゆうち	
																																番二号	丸の内二丁目七	東京都千代田区	目五番地
する店舗及び郵	山梨県内に所在	都、神奈川県及び	県、千葉県、東京	県、群馬県、埼玉	は、茨城県、栃木	いう。) について	電子収納事務」と	く。以下「県税非	用したものを除	納サー ビスを利	ネットワーク収	ルチペイメント	税の収納事務(マ	れる埼玉県の県	期限内に納付さ	ただし、窓口で納	において同じ。)。	いう。以下この項	定する郵便局を	二条第四項に規	年法律第百号)第	会社法 (平成十七	局 (日本郵便株式	う。)を営む郵便	行代理業をい	項に規定する銀	号)第二条第十四	年法律第五十九	行法 (昭和五十六	る銀行代理業(銀	を所属銀行とす	社ゆうちょ銀行	店舗及び株式会	国内に所在する	
																							収納事務	及び県税非電子	る。) の収納事務	されるものに限	納期限内に納付	県税にあっては、	いて納付される	の公金(窓口にお	利用した埼玉県	収納サー ビスを	トネットワーク	マルチペイメン	

同右	右	断三丁目九番三	川口信用金庫
同 右	同 右	手通一丁目五番 新潟県長岡市大	行 株式会社大光銀
同 右	同右	世町二番五号福島県福島市万	株式会社福島銀
同右	同右	三号 籠町三丁目二番	か銀行 株式会社きらや
同右	同 右	四番三号本橋室町二丁目東京都中央区日	行 株式会社新生銀
同右	同 右	番一号 東京都千代田区	行株式会社
同 右	同 右	一号 重洲一丁目二番 東京都中央区八	株式会社
同 右	同 右	番五号 東京都千代田区	銀行株式会社
同 右	同 右	地十四手通二丁目二番新潟県長岡市大	行 株式会社北越銀
同 右	同右	地一	行 株式会社第四銀
収納事務の	する店舗	二号日町三丁目一番	行 株式会社山形銀
	便局に限る。		

右	右	二丁目一番二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	組合選集協同
同 右	同 右	百二十番地字安行領家千九埼玉県川口市大	同組合
同 右	同 右	六号下町一丁目九番埼玉県川口市坂	組合出口市農業協同
同 右	同 右	の三目三丁目八番地埼玉県戸田市笹	組合
同 右	同右	地一四丁目二十一番	同組合
同右	同右	九 ケ 京 番 谷 都	八ナ信用組合
同 右	右 る 店 舗	地 町 玉 地 二 中 元 田 十 市 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	玉 信 用 組 合
同 同 右 右	埼玉県内に所在	埼玉県熊谷市本 埼玉県さいたま	熊谷商工信用組 相合 相合 用目用組
同 右	同 右	十二番九号東京都新宿区歌東京都新宿区歌	あすか信用組合
同 右	同 右	東京都中央区八	合中央金庫

同 右	る店舗	七丁目十五番地	同組合
同 右			
	埼玉県内に所在	埼玉県羽生市東	ほくさい農業協
		番地	
		前田千百六十九	合
同右	同右	埼玉県深谷市小	花園農業協同組
		一番地	
		沢新田五百八十	合
同 右	同 右	埼玉県深谷市榛	榛沢農業協同組
		地一	
		済寺千二百十番	同組合
同右	本所	埼玉県深谷市普	埼玉岡部農業協
		号	
		田五丁目八番二	同組合
同右	同 右	埼玉県熊谷市箱	くまがや農業協
		二十七号	
		泉一丁目十一番	業協同組合
同右	同 右	埼玉県本庄市若	埼玉ひびきの農
		三号	
		町二十九番二十	組合
同右	同右	埼玉県秩父市東	ちちぶ農業協同
		号	
		加美町一番二十	同組合
同右	同右	埼玉県東松山市	埼玉中央農業協
		十一号	
		谷田四丁目六番	同組合
同右	同右	埼玉県入間市小	いるま野農業協
		二十一号	
		火止四丁目五番	同組合
同右	同右	埼玉県新座市野	あさか野農業協
		四番地	
		分二丁目百二十	同組合
同右	同右	埼玉県上尾市中	あだち野農業協
		三号	

	組合	ふかや農業協同	同組合	さいかつ農業協		協同組合	埼玉みずほ農業		合	南彩農業協同組		組合	越谷市農業協同
番地一	ヶ島七百二十八	埼玉県深谷市内	房百一番地	埼玉県三郷市幸	二号	三丁目十番四十	埼玉県幸手市東	十三番地	蒲町新堀四百七	埼玉県久喜市菖	五番地	山町一丁目百十	埼玉県越谷市赤
		同右		同 右			同右			同右			
		同右		同右			同右			同右			同 右

附則

- ・この告示は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
- て 昭和三十六年埼玉県告示第二百四十三号(埼玉県金庫の名称及び位置につい
- て 昭和三十六年埼玉県告示第三百五十七号(埼玉県金庫の名称及び位置につ 11
- Ξ 昭和三十七年埼玉県告示第十四号(埼玉県金庫の名称及び位置につい 7
- 兀 て 昭和三十七年埼玉県告示第五百九十四号(埼玉県金庫の名称及び位置につい
- 五 昭和三十八年埼玉県告示第百七十三号(埼玉県金庫の名称及び位置について)
- 六 て 昭和三十八年埼玉県告示第二百八十七号(埼玉県金庫の名称及び位置につい
- 七 て 昭和三十八年埼玉県告示第四百五十一号 (埼玉県金庫の名称及び位置につい
- 八 て 昭和三十八年埼玉県告示第七百三十六号(埼玉県金庫の名称及び位置につい
- + 九 昭和三十八年埼玉県告示第九百六十七号(埼玉県金庫の名称及び位置につい 昭和三十八年埼玉県告示第八百十八号(埼玉県金庫の名称及び位置について)

- + いて 昭和三十八年埼玉県告示第九百七十九号(埼玉県金庫の名称及び位 置に つ
- **+** = 昭和三十九年埼玉県告示第八十八号(埼玉県金庫の名称及び位置につい て し
- + = ついて) 昭和三十九年埼玉県告示第二百十七号 (埼玉県指定代理金融機関の指定に
- 十四四 つい τ (昭和三十九年埼玉県告示第四百十四号(埼玉県収 納代理金融機関 の 指定に
- 十五 につ いて) 昭和四十一 年埼玉県告示第三百五十 八号 (埼玉県収 納代理金融機関 の 指定
- 十六 につ いて) 昭和四十二年埼玉県告示第四百七十 八号 (埼玉県収 納代理金融機関 の 指 定
- 十七 いて 昭和四十三年埼玉県告示第五百十号(埼玉県収納代理金融機関 の指定に つ
- 十八 について) 昭和四十三年埼玉県告示第七百五十三号(埼玉県収納代理金融機関の 指 定
- 十九 について) 昭和四十四年埼玉県告示第六百三十六号(埼玉県収納代理金融機関 の 指定
- _ + りい ζ () 昭和四 十四年埼玉県告示第千三百六号(埼玉県収 納代理金融機関 の 指定に
- _ + -いて) 昭和 四十 ·四年埼玉県告示第千三百七号 (埼玉県 収 納 代 理金融機 関 の 指 定
- _ + _ につい ζ (昭和 四十五年埼玉県告示第百五十七号 $\overline{}$ 埼玉 原収 納 代 理金融 機関 の 指 定
- 二 十 三 定に つ いて 昭和四十五年埼玉県告示第四百八十九号 (埼玉県収納代 理金融機 関 の 指
- 二十四 指定に 2ついて) 昭和四十五年埼玉県告示第千二百六十四号 (埼玉県収 納 代 理 金融 機 関 ത
- 十五 につ ĺ١ . て) 昭和四十六年埼玉県告示第二百十二号 $\overline{}$ 埼玉県収 納代理金融機関 の 指 定
- つ いて 昭和四十 六年埼玉県告示第七百二十六号 (埼玉県収 納 代 理金融機 関 の 指
- . つ いて) 昭和四十六年埼玉県告示第七百七十四号 (埼玉県収納代理金融機 関 の指

- 二十八 つ らて 昭和四十六年埼玉県告示第八百六十九号 (埼玉県収 納代 理金融機 関 の 指
- 二十九 定に ついて 昭和四十七年埼玉県告示第九百八 八十二号 $\overline{}$ 埼 玉県指定代 理 金融機 関 の 指
- \equiv つい 7 昭和四十七年埼玉県告示第千五十七 号 へ 埼 玉県収 納 代理 金 融 機 関 の 指 定 に
- Ξ + -定に ついて 昭和 四十七年埼玉県告示第千百七十 号 $\overline{}$ 埼 玉 |県収 納 代 理 金融 機 関 の 指
- Ξ + = 指定について) 昭和四十 七年埼玉県告示第千四百二十六号 (埼玉県収 納 代 理 金融 機 関 **ത**
- 三 十 三 指定につい 昭和四十七 7 年埼玉県告示第千五百三十七号 へ 埼 玉県収 納代 理 金融 関 **ത**
- 三十四 につい τ (昭和四十八年埼玉県告示第五百八十号 (埼玉県 収 納代理金融 機関 の 指 定
- 三十五 いて) 昭和 四十 ·八年埼玉県告示第千八号 (埼玉県収納代理金融機 関 ഗ が指定に つ
- 三十六 指定に つい 昭和 四十 て 八 年埼玉県告示第千三百九十二号(埼玉県収納代理金融 機 関 **ത**
- 三十七 指定につい 昭和四十九 7 年埼玉県告示第千三百九十 号 (埼玉県収納代 2理金融 機 関 **ത**
- ١J . て) 昭和五十 车 埼玉県告示第六百九十 — 号 $\overline{}$ 埼玉 県 収 納代 理金 融 関 の 指 定
- 指定に 2ついて) 昭和五十二年埼玉県告示第千六百三十 · 四 号 $\overline{}$ 埼玉県収 納 代 理 金 融 機 関 0
- 四十 定に ついて 昭和五十五年埼玉県告示第千八百三十八号 $\overline{}$ 埼 玉県収 納 代 理 金融機 関 の 指
- 四 十 一 につ ١١ ر ح 昭和五十七 年埼玉県告示第千七十二号 (埼玉 県収 納 代 理 金融 機関 の 指 定
- 四十二 につ ١J . て 昭和 五十九年埼玉県告示第五百三十号 $\overline{}$ 埼玉県 収 納代理 金融機関 の 指 定
- につ しし ر ح 昭和 六十年 埼玉県告示第四百八十 · 四 号 $\overline{}$ 埼玉県指定代理金融機関 の 指定
- 指定に うい 昭和六十二年埼玉県告示第千五百九十六号 7 (埼玉県収 納代 ?理金融 関 ഗ

- 四十五 につ L١ て 平成元年埼玉県告示第千五百二十二号 (埼玉県収 納代理金融 機関 の 指 定
- つい τ (平成二年埼玉県告示第千二百十 八 号 $\overline{}$ 埼玉県収 納 代理 金 融 機 関 の 指 定 に
- 四十七 つい 7 七年埼玉県告示第九百五十五 号 $\overline{}$ 埼玉県収 納 代理 金融 機 関 の 指 定 に
- 四十八 つい 7 成 八年埼玉県告示第千四百十四号 $\overline{}$ 埼玉県収 納 代 理 金融機 関 の 指 定 に
- につ いて) 平成十年埼玉県告示第千二百八十 八 号 $\overline{}$ 埼玉県収 納代 理金融機関 の 指定
- 五十 つい 7 平成十二年埼玉 県告示第五百五十三号 $\overline{}$ 埼玉県収 納 代理金融 関 の 指 定
- 五 十 一 について) 平成十二年埼玉県告示第千百三十五号 $\overline{}$ 埼玉県収 納代理金融 機関 の 指 定
- 五 十 二 につ いて) 平成十二年埼玉県告示第千三百十八号 (埼玉県収納代理金融機関 の 指 定
- 五十三 につ いて) 平成十三年埼玉県告示第五百五十八号 (埼玉県収納代理金融機関 の 指 定
- 五十四 つい 7 平成十三年埼玉県告示第五百六十号 埼玉県収 納 代 2理金融 機 関 の 指定 に
- 五十五 につ ١١ ر ح 平成十三年 埼玉県告示第九百八十二号 (埼玉県 収 納代理金融機 関 の 指 定
- 五十六 平成十四年埼玉県告示第四号(埼玉県収納代理金融機関の 指定につ て
- 五十七 平成十四年 埼玉県告示第八百八号 (埼玉県収 納代理金融機関 の指定につ

いて)

- 五十八 いて) 平 成十五年 埼玉県告示第百二十号 (埼玉県収 納 代理金融 機 関 0 指 定に つ
- 五十九 について 平成十五年埼玉県告示第九 百 八 +四号 $\overline{}$ 埼玉県収 納代理金融 機関 の 指定
- 六十 ついて) 平成十七年埼玉県告示第三百三十五 号 $\overline{}$ 埼玉県 収 納 代 理 金融機 関 の 指定に
- 六 十 一 ١J 年 埼玉県告示第 八 .百五十 八 号 $\overline{}$ 埼玉県 収 納 代 理金融機 関 の 指 定
- 平成十九年埼玉県告示第七百九十七号 $\overline{}$ 埼玉県収 納代理金融 機関 の 指 定

について)

埼玉県告示第四百六十八号

ıΣ より告示する。 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県羽生市中央四丁目五番八号

有限会社斉藤三光堂

一 指定年月日

平成二十五年三月二十九日

埼玉県告示第四百六十九号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 同条第三項の

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県東松山市新宿町八番地十四ボナールA一〇二号

山口

取消年月日

平成二十五年三月二十九日

埼玉県告示第四百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

IC免許証記載内容確認装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年10月1日(火)から平成30年9月30日(日)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第 1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者である こと。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファクシミリ048-824-4607

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- ⑷ 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月15日(水)午前10時30 分まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年 5 月14日(火)午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月15日(水)午前10時 30分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年5月15日(水)午前10時40分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

③ 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年5月8日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 ② に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年4月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of the system to verify the description of IC driver's licence
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 a.m., May 15,2013 By mail;5:00p.m., May 14,2013 In person;10:30a.m., May 15,2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2247

埼玉県熊谷建築安全センター 所長告示第二十一号

り、昭和四十八年三月三十日第六十二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

平成二十五年四月五日

	第六号	取 消 番 号
第 第 四 項 第 五 号 条	建築基準法	係る道路の種類指定の取消しに
士 吾	平成二十五年二月	年の取消しの
	埼玉県上里町大字堤字堀之内六百八十四番七、八番	指定の取消しに係る道路の位置
	十九:一〇メートル	(単位メートル)係る道路の延長指定の取消しに
	五・五メートル	(単位メートル)係る 道路の幅員指定の取消しに

埼玉県熊谷建築安全センター 所長告示第二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十五年四月五日

第 七 号	指定番号
第 第 建 一 四 築 項 十 基 五 5 条 法	道路の種類
士三日 工工	指定の年月日
传玉県児玉郡上里町大字七本木字本郷下三〇六二番 七	指定に係る道路の位置
三十四・八六メートル 五・〇二メートル	(単位メートル) (単位メートル)道路の延長道路の幅員

埼玉県熊谷建築安全センター 所長告示第二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十五年四月五日

第八号	指定番号
第 第 建 一 四 築 項 十 基 第 二 準 号 条 法	道路の種類の種類
二十八日平成二十五年三月	指定の年月日
六 四 二 五十五 三 五十六 四	指定に係る道路の位置
	(単位メートル) (単位メートル)道 路 の 延 長 道 路 の 幅 員指 定 に 係 る 指 定 に 係 る

埼玉県熊谷建築安全センター 所長告示第二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年四月五日

						第四号	指定番号
						第一項第四号第四十二条	道路の種類
						二十二日 平成二十五年三月	指定の年月日
十番地七地先埼玉県羽生市中岩瀬七百八十六番地一地先~七百九	一番地十一地先埼玉県羽生市中岩瀬七百九十番地一地先~七百九十	二千百十一番地一地先埼玉県羽生市中岩瀬七百六十七番地一地先~上羽生	十番地一地先埼玉県羽生市中岩瀬七百六十九番地二地先~七百八	百十四番地先埼玉県羽生市中岩瀬七百七十八番地先~上羽生二千	番地三地先埼玉県羽生市中岩瀬七百八十六番地一地先~七九〇	二千百十六番地三地先埼玉県羽生市中岩瀬七百八十二番地五地先~上羽生	指定に係る道路の位置
六· 00	∴	∴ 00	∴	∴ 00	∴ 00	†\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.	(単位メートル) 道路の延長
九士三・五二	百十六・〇二のつち四十・〇〇	百九十二・十三のうち	七十八・七〇	六十・〇〇 六十・〇〇	九十・〇〇	百五十・〇〇	(単位メートル)道路の幅員

九十八番地一地埼玉県羽生市中岩瀬九百二十五番地十一地先~七百	十三番地三地先
先~七百 四・〇〇	七百八 六・〇〇
四十二	七十七・八八

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年三月二十九日

指令越建セ第二四〇〇一三一号

一 検査済証番号

平成二十五年三月二十九日

越建セ第六七五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四百九 十一番二、 四百九十四番

五百七十二番五、五百七十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野五百七十二番地五

学校法人藤田学園 理事長 藤田 徹

埼玉県教委告示第十七号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十五条第一項による届

出があったので、公示する。

平成二十五年四月五日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清 水 松 代

廃止する技能教育のための施設の名称

学校法人志学会学院真英舎学院情報文化高等専修学校 (埼玉県北葛飾郡杉戸町

大字並塚千六百四十三番地)

一廃止年月日

平成二十五年三月三十一日

埼玉県教委告示第十八号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十五条第一項による届

出があったので、公示する。

平成二十五年四月五日

清 水 松 代

学校法人志学会学院真英舎学院保育福祉専門学校 (埼玉県北葛飾郡杉戸町大字

並塚千六百四十三番地)

廃止年月日

平成二十五年三月三十一日

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年四月五日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清 水 松 代

日時

平成二十五年四月十一日 午前十時

場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三議題

平成二十五年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について

平成二十五年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

埼玉県選管告示第二十二号

埼玉県議会議員補欠選挙(南第十四区)を次により行う。

平成二十五年四月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬

副

次

選挙期日 平成二十五年四月十四日

一 選挙すべき議員数 一人

埼玉県選管告示第二十三号

おり選任した。 選挙長及び選挙長に事故があり、 平成二十五年四月十四日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(南第十四区)における 又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のと

平成二十五年四月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

選挙長

埼玉県桶川市東一丁目三番二十九号

秋山有世

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県桶川市大字川田谷五千百五十三番地の二 柳 Ш 達

郎

埼玉県選管告示第二十四号

行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。 平成二十五年四月十四日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(南第十四区)につき発 平成二十五年四月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一日時 平成二十五年四月五日 午後六時

一 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第二十五号

平成二十五年四月十四日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(南第十四区)における

選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十五年四月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一一、八六〇、八 円

正誤

埼玉県条例第十三号 (平成二十五年三月二十九日第二千四百七十九号) 中訂正

ページ 行

八行目と九行目の間に次のように加える。

改正する。 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように